

1. 平成30年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成30年9月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第107号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第146号 市道路線の廃止について

日程7 議案第147号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴

総務部長	乾 松 幸	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	丸 茂 紀 子	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	福 手 均	建設部長	尾 藤 康 春
環境水道部長	馬 場 好 美	郡上偕楽園長	清 水 宗 人
教育次長	丸 山 功	会計管理者	遠 藤 正 史
消防長	桑 原 正 明	郡上市民病院 事務局長	古 田 年 久
国保白鳥病院 事務局長	藤 代 求	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課長	水 口 裕 史
議会事務局 議会総務課長 補 佐	竹 下 光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。
なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） おはようございます。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は3点について質問させていただきます。御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

このたびの一般質問では、災害関係の質問者も多く、質問は重なる部分もあると思いますが、私の思いの中で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

あわせまして、このたびの豪雨で被災を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期復興を祈るものであります。

それでは、1点目の質問でございますが、30年7月豪雨時の対応と今後についてでございます。

7月4日から市内各地で近年にない数十年に一度の豪雨となりまして、北部地域では降雨量が1,000ミリを超える雨量が観測されまして、市内各地で災害が多数発生しました。このたびの豪雨の災害状況につきましては、7月23日の議会全員協議会において各部から細部にわたり報告いただきましたが、幸いにも人災がなかったことは大変喜ばしいことであると思われま

7月7日には、郡上市で初めての大雨特別警報が発令されましたが、発令時における警戒体制と関係部署への指示状況はいかがであったでしょうか。

このたびの豪雨災害で、市内で一番床上浸水が多かった地区は小那比の神田橋周辺の地区であったと思います。災害後、すぐに現場に駆けつけましてお見舞いを申し上げましたところ、住宅床上浸水の多かった小那比地区では、災害時避難指示が出ておらず、突然水が押し寄せてきてびっくりした状況であったことを地域の方々からお聞きしました。市内全域の降雨量を踏まえた避難指示の徹底状況はいかがだったでしょうか。

今後も小那比地区のような同様な事態とならないための対策はいかがお考えでしょうか。

また、豪雨による等の雨量通行規制について、今回は、国道、県道、高速道路も通行どめになりまして、あわせて美濃市内で土砂崩れが発生しまして、美並町は孤立状態となりまして、通行どめの期間に死亡者が発生しまして、火葬場にも行けない深刻な状況となりました。雨量通行規制の基準と趣旨はよくわかりますが、今後、幹線道路の緊急時の緩和対応等関係機関に望みますが、いかがお考えでしょうか。

このたびの災害は、床上浸水箇所が多数ありまして、複数回床上浸水になっている箇所も多く見られます。災害発生要因の早期究明をまず行っていただきますことを望みます。災害発生要因の早急究明を行い、早期に河川を改修、橋などの改修を望みますが、具体的な整備方法はどのようにお考えでしょうか。

また、現在の郡上市内における水位計、雨量計の設置状況はいかがでしょうか。今後の降水量の把握、災害予防のためにも、水位・雨量計の新設箇所増が望まれますが、いかがお考えでしょうか。

このたびの豪雨の反省事項を踏まえ、今後、豪雨時の対応に向けまして重点対策はいかがお考えでしょうか。

以上、1点目の御答弁をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、最初に私のほうから大雨特別警報が発令されたときの体制と各部署の指示状況、それから降水量を踏まえた避難指示の徹底状況等、それから水位計と雨量計の設置状況ということで、3点について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、1つ目でございますが、郡上市におけます災害における体制でございますが、こちらにつきましては地域防災計画において定めております。

まず、気象警報が発令されますと、第1警戒体制として、本庁の総務部と建設部の当番と八幡を含めまして7支部に2名ずつ、約2名ずつですが、配置します。そのときには、できる限り、私もですけども、総務課長また建設部長、建設総務課長も務めるようにしております。

また、気象警報が発表されたときは、台風が接近する場合は、第2警戒体制として、第1警戒体制から増員します。また、増員する人数については、そのときの支部の状況によりまして、八幡振興統括や各所長が判断させていただくというところでございます。

そして、土砂災害警戒情報または特別警報が発表されますと、警戒本部体制として、残り、各部長を招集させていただき、各部では必要な職員を招集させていただくということです。

さらに大規模な災害が発生または大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するときには、非常体制として、災害対策本部、支部を設置し、全職員体制とさせていただくというところでございます。

大雨特別警報発表時の体制といたしましては、今回の場合は、既に7月5日午後10時に岐阜地方気象台から48時間の累計雨量が数十年に一度の状況に達したということ、それから警戒本部体制をそのときにとっていたという状況でございます。また、7日の12時50分に大雨特別警報が発表された後でございますが、速やかに非常体制に移行しまして、災害対策本部を設置させていただいたところでございます。

一般的には、この時点で全職員体制となるとでございますが、先ほど申し上げたとおり警戒本部体制が長時間に及んでいたということで、職員を交代制にしていたということもありまして、全職員体制とはなっていなかったというところについては御理解をお願いしたいというふうに思います。

この時点、7月7日の12時50分時点でございますけれども、既に避難準備、また高齢者等避難開始、また避難勧告、避難指示を多くの範囲で出しておりまして、特に大和町では全域に避難指示を、白鳥町においても、全域になりますが避難勧告または避難指示、高鷺町においては、鮎立を除く全域に避難勧告を出しておったというところでございます。

災害対策本部におきましては、本部会議を開催いたしまして、まずは情報収集を指示しております。その時点で非常に強い雨が降っていたわけでございますが、まだ特段の被害等も入ってきておらず、各班において気象情報であるとか道路状況それから避難状況を確認するとともに、今後の対応を協議していたというところでございます。

各支部におきましては、避難所の開設や物資の配送、被害状況の収集を指示し、職員が任務に当たっていたという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、避難指示の徹底状況と対策というところでございます。小那比を例にとられての御質問でございますが。

避難情報の発令につきましては、土壌雨量の状況を示す土砂災害メッシュ情報により土砂災害を、また河川に設置しております水位計の情報や現地の水位を確認することによって、河川の氾濫の危険度を把握して、あらかじめ定めている判断基準をもとにしながら状況に応じて発令をさせていた

だいているところでございます。

7月8日に記録的短時間大雨情報が発表される前におきましては、土砂災害メッシュ情報と水位計の情報をもとに、避難準備、高齢者等避難開始、また避難勧告、避難指示を多くの地区で発令しておりまして、先ほど申し上げたとおり、特に大和町、高鷲町では全域に、白鳥町においても石徹白地区を除く全域に避難指示を出していましたが、八幡町の小那比地区におきましては、この時点では土壌雨量的にも避難を要する状況ではなかったこと、そういうことから避難情報は発令をしていませんでした。

今回の大雨でございますが、7日の夜に郡上市にかかっていた雨雲が弱くなり終えんを迎えるかというふうに思われた翌8日午前零時ごろでございますが、強い雨雲が美濃市から郡上市美並町南部にかけて発生すると同時に急激に発達して北東方向へ移動したということでございます。午前1時28分に气象台から記録的短時間大雨情報が発表となりまして、午前1時30分に西和良と小那比地区に防災行政無線で避難を呼びかけたわけですが、真夜中であつたということで暗いということと、それから既に河川が氾濫していることを想定いたしまして、屋外へは出ず、2階へ垂直避難をするよう放送をさせていただいたということでございます。放送が聞こえなかったという御意見も伺っておりますので、今後こういった呼びかけにつきましては、たとえ真夜中であっても複数回行っていくべきだったというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、記録的短時間大雨情報という気象情報でございますが、これは八幡町付近で1時間に100ミリ降りましたという事後発表ということになります。今回のように急激に発達する雨雲に対する事前の予測というのは、非常に難しい状況でございます。こういった場合でございますけども、市民の方一人一人が御自分で気象情報や御自宅の周りの変化に御注意いただきながら、今回のように2階への垂直避難など、命を守る行動をとられることをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後になりますけども、水位計と雨量計の設置状況について報告をさせていただきます。

郡上市の市内の水位計につきましては、以前より長良川に6カ所、それから吉田川に1カ所、それから白鳥の牛道川に2カ所、同じく白鳥の曾部地川に1カ所、あと八幡町の亀尾島川に1カ所ということで、合計5つの河川に11カ所が設置してありました。

今年度新たに危機管理型水位計ということで、大和町の大間見川、美並町の粥川、明宝の弓掛川、それから和良町におきましては鬼谷川と和良川に、5河川に5カ所加わりまして、合計で16カ所設置されとるということでございます。

今年度から設置が始まった危機管理型水位計でございますが、安価に設置できる水位計ということで、岐阜県が先行をして県管理河川に設置を進めている状況でございます。来年度以降も設置を

進めていただく予定でございます。

また、雨量計でございますけども、気象庁や国土交通省、また岐阜県そして郡上市が、市内各所に45カ所設置しております。ほぼ市内全域がカバーできているというふうに考えております。

水位計についてでございますが、県の管理の河川につきましては順次設置していただく予定でございますが、当然、市の管理河川もございます。職員が水位を直接確認に行けないようなところにつきましては、安価に設置できる危機管理型水位計を今後設置のほうを検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは、豪雨による道路の雨量規制の緩和、また災害発生要因の究明、要因と考えられる河川各所の整備方法ということで御答弁をさせていただきます。

まず、現在、雨量による規制におきましては、国道、県道及び高速道路は雨量基準を設けて規制を行っているところでございます。また、市が管理する道路については、主要幹線道路としての機能を持つ道路は少なく、集落内の比較的短い延長の生活道路が主でありまして、雨量による通行基準の規制は設けていない状況でございます。

既存の国道及び県道、高速道路の雨量規制区間については、それなりの危険性がある場所でありまして、その要因解消のための改良工事を行うことによって、基準の緩和もしくは規制の廃止となることから、対象路線については改良工事の要望を引き続き国や県に対して行っているところでございます。

緊急時の対応に伴う規制緩和につきましては、雨量規制により通行どめとなっている区間については、全ての車両の通行を認めないというのが原則でございますけども、業務遂行上真にやむを得ない場合は、道路交通法に定める警察車両、消防車、救急車等の緊急車両のみ通行を認めることができますが、それ以外は緊急性の度合いから通行することができませんので、関係する道路管理者に対して一定の緩和を求めるということは困難と考えております。

今回の災害も含めまして、これまでの通行どめによる孤立集落が発生した原因は、通常の雨量規制に加えまして、災害による土砂の崩壊また沿線の倒木等により、物理的に通行不能となったというようなことが要因の一つでもございます。現在も、国道256号や主要地方道大和美並線において、雨量規制緩和のための防災工事を県によって鋭意進めていただいております。また、こうした雨量規制が廃止されるような防災の事業を取り込んでいただいて、事業実施によって雨量規制の緩和または規制の廃止というようなことを引き続き要望を行ってきたいというふうに考えてはおります。

続きまして、災害発生の要因、また危険な河川の各所の橋の整備方法ということでございますが。

近年の災害発生の要因といたしましては、根本的に雨の降り方が変わってきていることが挙げられます。前回の7月の豪雨のときのように、時間雨量が100ミリに届くような雨の降り方であったり、連続雨量が1,000ミリを超える雨が降ったことによりまして、以前の雨量であれば被災することの少なかった構造物がその水量に耐え切れない、そうしたことで周辺への被害が及んだ、そういったことも考えられると思います。

例えば、河川の道路横断の暗渠部分などは、そのもの自体の構造改善も必要ですし、その上流部の構造対策、そうしたことも必要であろうかと思えます。これまでに再度の被害を受けた場所も当然ございますが、関係機関と調整し、その対策、検討を進めているところでございます。

しかしながら、全ての河川や橋梁を改修していくためには、膨大な時間と費用が必要となってくることも事実としてございまして、広大な郡上市の市域の中にある数多くの中小河川の中でも、その改善の必要性の高い箇所から順次対応していく、そうしたことになるかと思えます。

現在進められている河川改修など、これまで特に甚大な被害を受けた箇所の対応を優先に実施をしておるところでございますが、ハード面だけでは早期対応にはどうしても限界がございます。安全確保を第一に考えたときはソフト面での予防避難、そうした対策も必要かと思えますので、そうした予防避難的なことも含めまして両面で進めていく、そうしたことが必要であると考えております。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 総務、建設部長さんには細部にわたりまして御配慮ある御答弁いただきまして、ありがとうございました。

このたびの7月の豪雨は日数が長く、市の関係各位の皆様方には、災害の対応の御尽力に改めて感謝とお礼を申し上げます。

また、この災害に対しまして、このたびの一般質問での質問者も多く、市民の皆様方も災害対応の現状と今後の対応を注目されていると思います。

このたびの災害の教訓を踏まえまして、総括的に市長さんはいかがお考えでしょうか、よろしく申し上げます。市長。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

このたびの7月豪雨でございますけれども、大変な災害であったというふうに思っております。私も市長就任後10年余を経過しておるところでありますけれども、私自身としては初めて経験をし

た郡上市一円に渡る大変大きな被害をもたらした災害であったというふうに思っております。

常々、災害に対しては町としてもしっかり対応していかなければいけないというふうに思っております。まして、いつも、例年、全国市長会がごさいますが、その全国市長会が終わった後、必ず災害のための市長に対するセミナーがございまして、それにはほとんど欠かさず出席をしております、全国でこれまで甚大な災害、水害等を受けた経験をした首長の話はずっと聞いたり、そのときにこうすればよかったああすればよかったというような話ですとか、いろんな経験談を聞きました。しかし、そのときに首長さんたちがおっしゃることは、どんなにこういう話を聞いても自分が現実的にその災害に直面をするのと、いわば訓練とか他人の経験を聞くというのでは、随分違うと。そして、やはり実際にそういう災害に遭うと、思わぬことがあったりいろんな想定外のことがあったり、大変苦勞をするというようなお話を聞いておったところですが、今回も私も図らずもそんな実感を感じているところでございます。

今回のやはり災害を踏まえて今思いますことは、先ほどもお話ございましたように、郡上市においては幸いにして人命にかかわる災害というのはなかったということでしたけれども、これは一歩間違えればそういうことはあり得ただろうというふうに思っております。そういう意味で、不幸中の幸いということではなかったかと思いますが。

それで、今やはり感じておりますことは、1つは、平素からのこの災害に対する市民の皆さんの意識をしっかり持っていただくと、私たち行政もそうですけども、そういったことが大切だというふうに思っております。郡上市におきましては、ちょうどことしも、この広報郡上の6月号においても、土砂災害に備えてということで、きちっとこういう情報を出して、こういう場合にはこうしてくださいと、ああしてくださいというようなことを広報しているんですけど、なかなかやはりこうしたものは実際には市民の皆さんのところには届いていないということもあるというふうに思います。そういう意味で、例えば先ほど来話が出ております避難準備情報、高齢者の避難開始の話ですとか、勧告ですとか、避難指示ですとかといったことの言葉の意味もよくわからないというようなお話があったりしますので、まずは平素のやはり市民の皆さんの啓発ということ、我々もしっかり、職員自身も災害に備える心構えを持ち、そういった形で日々のやはり仕事をしていかなければいけないということを思いました。

それから、2点目は、現実にかような豪雨であるとか台風であるとかそういうものが起こってきたときのそういう災害の真っ最中におけるいわばリスクコミュニケーションといいますか、市民の皆さんとのコミュニケーション、この日々、時々刻々と変わっていくいろんな情勢であるとかそういったものを市民の皆さんにお伝えする。伝えているつもりでも、それが、先ほどの話のように雨の音で聞こえていないとか、あるいはテレビの画面にはいろいろ字幕では出るけれども、それを追っているととても欲しい情報がすぐには入らんとか、いろんな声を聞いておりますので、こうした

やはり災害時における行政から市民の皆さんへ、あるいは市民の皆さんから行政への通報とかそうしたコミュニケーションをどういうふうに構築していくかということについても種々反省点があるかというふうに思っております。

それから、今回は確かに非難の率は、非常に、7%程度ということで、決して多いとは言えませんが、その対象が何せ全市的にほぼ避難を指示したり勧告したりしておりますので、今回の2,000名以上の避難というのは、これまでの災害の中では避難者が多かった災害でもあったと思いますけれども、こうした避難ということに関連する避難体制であるとか避難所の対応であるとか、こういったことにも種々これからに向けて改善していく必要があろうかというふうに思っております。

それから、実際に土砂が流れてきたりとか、家へ流れ込んでいるとかというような形での応急態勢でありますけれども、これは、しかし、日々、建設業協会とか消防団とかいろんな方々といろんな形で話し合っておりますので、そうした問題については可能な限り最大限のことができたのではないかと思います。これについてももしっかり今後ともそうしたことに対する対応力を高めていきたいというふうに思っています。

それから、最後ですが、やはり感じることは、日々のハードの、今もお話ございました、河川ですとか道路ですとか、そういった面におけるやはり安全ということを第一にした、大事にした、社会基盤の整備ということを努力し、そしてこれは郡上市だけではできません。国、県等へも切実な声を届けていくという形で対応してまいりたいというふうに思っております。

今回、幸いにして、例えば長良川本線が、あれだけの降雨量があったにもかかわらず、美並町等で以前の災害ほど道路の冠水がなかったとかそういったことがございますが、これはいろんな要因がありますが、その中で大きなものの一つは、大矢地区における河川断面を拡張するための河川の改修工事であったというふうに思っております。あるいは、吉田川が今回も非常にやはり増水をして、右岸側の一部の護岸が崩落といいますか落ちたり決壊しましたがけれども、大事に至らなかったのは、一つはやはり学校橋のかけかえを事前にやっていたと。これは、今までその真ん中にピアが立っているというような形で流木が引っかかって、そして水があふれるというようなことのないようにという、前々からの地元の住民の皆さんの切実な声に応えて、学校橋をきちっとああいうふうに整備をしていたということもやはり大きなことだったのではないかというふうに思っております。

そういう意味で、日ごろからのそうした防災をきちっと意識した基盤整備ということが非常に大切だと思いますので、今後とも、これは財政の制約ということがありますが、可能な限り市としても努力し、国や県にしっかり要望していきたいというふうに考えています。

以上のようなことを考えておる次第でございます。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 市長さんには、細部にわたりまして御配慮ある御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今回の災害の教訓を踏まえ、今後、安心して暮らせる郡上市づくりに向けて、災害体制の充実とあわせまして災害発生箇所の早期改修をお願い申し上げまして、1点目の質問を終わります。

2点目でございますが、市内小中学校のエアコンの早急な整備を望むについてでございますが。

市内のこたしの夏は、7月上旬から中旬にかけ高温注意情報が毎日のように発令されまして、近年にない酷暑の夏となりまして、日本一暑い日も数日ありました。この酷暑の中で、美並町の吉田、三城小学校におきましては、夏休み中のプールが一日も開催できず、子どもたちは大変暑い中、大変厳しい夏休みでありました。この暑さによりまして、全国で熱中症で亡くなる方も数多くおられました。市内の小学校では、午後から休校にされるなど配慮はいただいておりますが、特に小学校低学年の児童は熱中症にかかる確率が高いと言われております。

美濃市、岐阜市のエアコン設置状況は100%と聞いておりますが、近隣市のエアコン設置状況はいかがでしょうか。これにおきましても、7月24日に菅官房長官から、児童生徒の安全確保のために、来年度、小中学校の冷房設備分の助成を行う旨の報道がされておりますし、8月22日には、文部科学省の来年度予算要望にクーラー整備予算を要望したと報道がありました。

市内小中学校等教育施設につきまして整備を行いますと、予算はどの程度必要となるでしょうか。

市内児童生徒の健康のために小中学校のエアコン整備の年度別計画を早急に立てていただきまして、来年度から、まずは、大変温かい南部地域からのエアコンの早急な整備を望みますが、いかがでしょうか。

2点目の御答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、私のほうからは、ただいま御質問ありましたエアコンの近隣市の学校におけるエアコンの設置状況、近隣市の状況と費用の見込みということについてお答えをさせていただきます。

まず、最初の質問のエアコンの近隣市の設置状況でございますけれども、これは文部科学省が行いました平成29年度公立学校施設の空調設備設置状況調査結果におきますと、岐阜県全体の小中学校の普通教室のエアコンの設置率は55.2%でございます。この郡上市の近隣市でいいますと、美濃市、関市、各務原市、可児市が100%の設置、美濃加茂市は98.6%の設置率でございます。また、飛騨市、下呂市はゼロ%、高山市は0.4%という状況でございます。

郡上市は、平成30年9月、こたしの調査でございますけれども、小中学校の普通教室190教室中、設置が11教室で、設置率は5.8%という状況になっております。

続きまして、エアコンの整備のための予算といいますか、費用の見込額ということでございますけれども、このエアコンの整備には多額な初期投資と維持管理費が求められるということでございます。例えば、電気式にしますと、高圧の受電設備、一般的にはキュービクルと言われておるものですが、こういうものの改修が必要となると。では、ガス式にしたらどうかというと、他市の例でいうと、ガス式は電気式よりも初期投資がさらに高くなるというようなことをお聞きしております。

県内自治体のいろいろな実施状況の実績から1教室当たりの事業費を約200万円と見込んで積算を行いました。この8月に平成31年度の建築計画として国への要望を出しておるわけですが、この数字によりますと、普通教室の188教室、特別教室58教室、合わせて246教室分で、要望額は事業費で5億1,240万円という金額になります。そのうちの交付金の見込額でございますけれども、これが1億1,415万9,000円、残りが一般財源といたしまして3億9,824万1,000円というような数字になってまいります。この内訳としまして、来年度統合します西和良小学校を除きます小学校が21校、中学校が8校分ということで積算をいたしておりますけれども、これは学校の規模とか大きさ、それから形、形状、設置状況等によって事業費が相当大きく異なりますけれども、平均しますと1校当たり1,766万9,000円というような事業費規模になると想定をしております。

この交付金につきましては、学校施設環境改善交付金大規模改造事業というものがございすけれども、これを活用いたしまして整備を進める方針でございます。交付金の割合は事業費の3分の1ということで、対象工事費は、1校当たり400万円以上、上限が2億円ということになってございます。ただし、国においては工事費の基準単価というものが設定をされておりますので、実際の工事費に対する交付金の割合が3分の1を下回るというようなことも想定をされます。

今後は、電気やガスというようなエネルギー方式の検討、さらには機器をどうするか、学校の敷地や立地条件、あるいは先ほど申しました高圧充電設備の老朽度などによって事業費が大きく変動することが考えられますので、そうした面を検討してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 私のほうから、学校のエアコンの整備についてお答えいたします。

児童生徒及び教職員の健康管理及び適正な教育環境の整備の観点から、普通教室にエアコンを設置するのが望ましいと考えております。しかし、各学校の全ての普通教室にエアコンを設置しようとすると、ただいま次長が説明したように、初期投資、維持経費等が必要になってきます。現在、国の財政の見通しが未確定であること、また本市には非常に多くの対象施設があること、さらに全国、岐阜県ともにエアコン工事が集中して整備工の確保が難しくなることが予想されます。そのため、複数年で計画的に実施すると考えております。

今後、エネルギー方式、電気かガスか、また費用見込額の算定、それから優先箇所の選定などの

導入計画を策定し、事業を進めてまいります。

設置の優先につきましては、議員の言われたように南北という学校の立地箇所による判断もありますが、そのほかにも小学校、中学校あるいは低学年か高学年、さらに校舎の1階、2階、3階というような条件も考えられます。さらには、公共施設の適正配置計画や学校体制の検討の状況を踏まえ、今後、総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 教育長さん、教育次長さんには、細部にわたりまして御配慮ある御答弁いただきまして、ありがとうございました。

一昨日、17番議員さんから同様の質問されまして、答弁もいただきました。地球温暖化とあわせまして、今後の酷暑を踏まえ、国においても来年度緊急対策としてエアコン整備予算を決めて示されておりますこと、県におきましても、小中学校エアコンの設置促進に向けまして財政支援の拡充要望の動きがあるとお聞きしております。児童生徒の健康管理、子どもの命を守ること、そして教育環境の確保のために、来年度は市内小中学校のエアコン早期整備を望みますが、総括的に、市長さん、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） エアコンの小中学校における整備におきましては、清水議員からの御質問にお答えしたとおり、国のほうの補助金等がつく限り、できるだけ早く整備をしてまいりたいというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 大変御配慮ある御答弁いただきまして、ありがとうございました。

来年度に向けまして、児童生徒の健康管理、教育環境の確保のために市内小中学校のエアコン整備を、全体計画の中でまずは南部地区からエアコンを整備していただき、市内全小中学校のエアコンを早急に整備いただきますことをお願い申し上げまして、2点目の質問を終わります。

本来でしたら、3点目の質問を予定しておりましたけれども、時間の関係で、部長さんには申しわけございませんが、次回の12月に質問させていただきますので、まことに申しわけございません。

時間がなくなってきましたので、以上をもちまして私の2点の質問に対しまして、細部にわたり御答弁いただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の議会におきましては、一般質問についてそれぞれ多くの皆さんからもやっぱり災害について、防災の面についても質問されたところでありますが、私もあわせまして防災体制ということで、一本に絞って質問をさせていただきます。また、重なることにつきましては、簡略にと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしましても、ことしの日本列島は、本当に、正月の豪雪から始まって以来、日本列島どうなるかと思うような災害の発生した年であります。そんなことを特に思うところで、先ほど来言われておりますように、幸いにして郡上市内には人命に至ることがなかったということではありますが、他地域におきましては、甚大な被害あるいはお亡くなりになられた方、全ての方にお見舞いを申し上げ、御冥福をするところであります。

先ほど言いましたように、この日本列島は本当にどうなるかというようなことではありますが、それぞれの7月、特に豪雨についての被災をされた地域からは、もう既に8月にはいろんな反省とかあるいは検証とか、点検とか、将来に向かってのこのコメントが報道されておるところでありますけれども。

まずもって、郡上市内の7月豪雨災害の被害の全容について現況を知らせていただきたい。7月豪雨災害における建物、道路、河川、農業施設、山林などの被害の全容であります。

また、そういったことについて、当初から余り多くの被害が出たところについては政府しても激甚災害指定をするというような言葉が随分出ております。今回の北海道もそうではありますが。そういった中において、郡上市については、現在の指定についてはどうなっているのか。また、指定された場合の特別支援、そういったことの内容についてお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 私のほうからは、被害の全容ということをお答えさせていただきたいと思っております。

まず、初めに建物関係でございますが、住家では、床上浸水が9棟、それから床下浸水が69棟、それから非住家でございますが、床上浸水が8棟、それから床下浸水が28棟ということでございます。あと、和良診療所と和良介護老人保健施設の、それは護岸の崩壊によります基礎流出というのがございまして、被害額といたしましては、3,256万9,000円ということになっております。

続きまして、県を除きます、郡上市の管理します土木施設関係でございます。小災害も含めましてでございますが、道路におきましては256カ所、4億8,386万円、河川におきましては246カ所、3億7,659万円、あと農地農業用施設でございますが、170カ所で3億1,918万円、林道では286カ所で、2億5,121万円、合わせまして958カ所になりますが、14億3,084万円となっております。また、これに測量設計委託料も含めると16億3,181万5,000円という数字になります。

あと、畜産関係でございますけども、農業用施設といたしましては、トマトハウスであるとか獣害の防止柵、こういったもので3件ございますが、115万9,000円。あと、農作物といたしましては、大根を初め、水稻少しございますが、主に大根でございますが、28.9ヘクタールで1億518万5,000円。

それから、水産といたしましては、アマゴの稚魚6万匹、162万円。あと、農業振興施設といたしましては、油坂さくらパークが主でございますけども、2施設で272万9,000円。あと、作業道42路線、それから水沢上牧場などの管理道路3路線、合わせまして45路線で2,982万8,000円となっております。

被害額を合計いたしますと18億490万5,000円というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 私のほうからは、激甚災害の指定関係についてお答えをいたします。

激甚災害の指定については、被災に対する地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別助成を行うことといったことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害と指定して、あわせて適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定しまして、補助率のかさ上げが行われるものでございます。

今回の平成30年梅雨前線豪雨については、7月24日付で激甚災害として、全国を対象に指定をされました。これによりまして、公共災害の補助率のかさ上げ措置それから小災害復旧事業債の利用が可能となるということでございます。

また、かさ上げの率についてはそれぞれ災害によって若干変化がありますので、今現在何%というようなことは、また年度の後半になりましてわかりましたらお知らせしたいと思いますので、よろしく願いします。

（10番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 相当大きな、やはり全国的にそうであります。郡上市においても、公共、いろんな関係においての被害が出ております。財政負担にも今後かかわってくるのでありますが、極力の国、県に対しての支援をしていただきながら、財政負担のかからないようお願いを申し上げ

げておきます。

また、災害復旧工事であります。この災害復旧工事については、将来、原則は現状の復旧が基本であります。県あたりも今回の災害について、今までとってきた、いろんな、先ほど市長も申されましたが、事前的な整備がされたことによってより被害も少なく抑えられたのではないかということがありますように、やはり今後の発生の予防を踏まえた復旧工事でなければならないと思います。

そんなところから見ますと、例えば一例を申し上げますと、災害に遭われた一部の堤防のところでは、せめてあと50センチ、1メートル上げれば、そこが必ず食い止められたということもあったり、あるいは壊れたとこの隣との境であります。既に壊れかけ寸前といってもやっぱり災害でそこが見てもらえない今までの状況でありました。そのことを踏まえると、せっかくでありますので、その範囲を大きく広げることにはできないと思いますが、少しのことであれば予防を踏まえた復旧工事が重要であると考えます。その点についての市の見解を伺っておきます。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） お答えいたします。

災害復旧事業によって実施する工事につきましては、被災前の原型復旧、そうしたものが原則でありまして、現状の機能を上回る構造の工事を行うことはできません。

ただし、河川、道路の線形自体が、崩落であったりそうしたことで、原型に復元することが困難な被災箇所については、災害関連事業として新しく整備し直す、そうしたことがございますけども、これは一定の規模以上の災害現場において実施が可能とされるものでございます。

災害復旧工事の実施に際しては、その被災原因が明らかでございまして、災害復旧事業に附帯して施工が可能な範囲の工事については、それはまた単独事業によって対応する、そうした場合もございます。

しかし、抜本的な対策となると、例えば河川の流水断面を大きくするとか、新たに堰堤を構築する等の対策は、その災害復旧とはまた別の事業、防災事業というような形で対応することになるために、被災現場の下流域の状況であるとかそうしたことを勘案しながら予防対策の事業につきましては、またそれぞれの箇所の優先度また危険性を勘案しながら進めていくこととなりますので、よろしく願います。

（10番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今言われましたが、今までにもいろいろなやっぱり要望が出たり、災害に対する防災ということを含めながらそれぞれの工事といいますが、そんなことが要望されておりますが。

砂防の堰堤あるいは急傾斜、いろんなこともありますし、河川の中のこともあります。そのことをして、予防的なことを思いますと、現在、非常にやっぱり土石、土砂が堆積をしております。そういったこの危険と思われる箇所の災害防止のための浚渫、先ほど市長も前議員の質問に美並の大矢のことを言われました。このことも今回も大きく幸いしておりますが、河川敷地内の土石あるいは堆積、そういったものの浚渫、そして敷地内に結構立木等が繁殖といいますか、だんだん大きくなっております。そんなことも大きな災害に結びつく可能性のところでありますので、立木等の状況、積極的にやっぱり推進することが今後の防災に重要かと思われます。

そのようなことの取り組み、また、今現状に起きた災害においても、河川あるいは特に小さな谷なんかを見ますと、倒木、流木の、土石と一緒に流れて、今にも寸前に、大きな災害の目の前にあるというようなことがあります。そういったことの処理とか、あるいは、これあわせていいですが、被災された方々のその支援の方法、市の支援体制、このことについては災害救助法というようなこともありました。被災者支援の制度には一体どのようなものがあるかあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは、土砂の除去、河川の浚渫関係についてお答えをいたします。

砂防堰堤については、土石や流木が下流へ流れることを防止することを目的に設置されているもので、郡上市内には約240カ所、そうした砂防堰堤がつくられております。また、これとは別に治山堰堤というものがございまして、これは山を守るという、そうした形でのつくられておるものですが、治山堰堤については、市内には約2,000カ所ございます。

そうした砂防堰堤の土砂除去につきましては、堆積土砂の状況によりまして、異常堆積をしている施設があつて、特に下流域の家屋であつたり公共施設、そうしたものがある場所を優先しまして、県に要望いたしまして土砂の除去を行っていただいております。

また、今回のこうした災害においても、そうした箇所、危険な箇所については、県のほうへも要望を上げさせていただいておりますし、県のほうでも、砂防堰堤も当然ですが、治山堰堤についてもそうした場所を調査いただいておりますところでございます。

それから、河川の浚渫もそうですけども、前回のこの災害が終わった後に、県のほうへもここに異常堆積があるというような形でそうした箇所の報告もいたしておりますし、県のほうでそうした巡視もやっていただいております。

こうした除去の工事につきましては、緊急を要する場合を除きまして、年間に大体二、三カ所程度しか実施できていないのが現状でございます。ですから、こうした災害もあつて必要な箇所も多いと思われますので、そうした面については、引き続き県に対しても実施の要望を行っていきたい

と思いますので、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、私のほうからは被災された住家に対する支援について御説明させていただきたいと思います。

まず、市の支援制度といたしましては、床上被害に遭われました9世帯に対して、市災害見舞金2万円を支給いたしました。また、郡上市被災者生活住宅再建支援補助金といたしまして、上限額が、複数世帯であれば30万円、単身世帯ですと22万5,000円ありますが、各世帯を訪問しまして制度説明を行い、現在5世帯から申請がありまして支給を決定しております。

次、ひとり暮らし高齢者の方で、自宅が被災されまして改修に時間がかかるということで、住居確保のために、郡上偕楽園養護老人ホームのほうに入居されております。

災害救助法適用によります被災者支援制度では、被服、寝具、その他生活必需品の給与といたしまして、1人世帯で6,000円、2人世帯で8,100円と、世帯ごとに基準額は異なりますが、9世帯の方のニーズ調査を実施しまして、その世帯の方が希望されました寝具でありますとか家電製品、日常品など物品を現物支給いたしました。

また、床上浸水に遭われました方の介護保険のサービス利用につきまして、利用料の免除、また国民健康保険、後期高齢者医療につきまして、医療の自己負担分の免除が10月末日まで実施されます。

市以外からの支援といたしましては、床上浸水世帯に対しまして、岐阜県知事見舞金1世帯2万円、郡上市社会福祉協議会地区社協災害見舞金1世帯2万円、岐阜県の豪雨災害義援金といたしまして、日赤岐阜県支部、岐阜県共同募金会、岐阜県からの第一次配分金といたしまして1世帯当たり15万7,000円の支援が行われました。

以上です。

（10番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 極力、被災された方々への支援の制度につきましては、もちろん物は当然でありますけども、お金についてもスピーディーにその被災された方に渡りますように、早くお願いをしておきたいと思います。

続きまして、大きな2点目ではありますが、先ほど来、それぞれ議員からも出ております特別警報の対応であります。この課題を含めて質問をいたします。

特に、やっぱり市民への情報周知の重要性をこれは検証すべきだろうと思います。今回、特別警報は、日本において気象災害、水害、地盤災害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に気象庁が警告のために発表する情報であります。この情報につきましては、気象

台長から市長のほうにもう直接ホットラインといいますか、そのようなことを設けて、流されて、それを市長が発表する、そういった判断をされるわけであります。

その中で、7月豪雨では、特に岐阜県内で初めて特別警報として大雨特別警報が16市町村に対して発表されました。郡上市においても発表されたところでありますが、特に今回の雨量につきましては、本当に今までに計測の、観測史上最多といいますか、更新をした、郡上市の市内におきましても、ひるがのでは1,058ミリ、それから栃洞では1,204ミリというような、本当に大きな数値が出ておるところであります。

そういった特別警報の出された意味とか発表されたときの対応などについて、本来であればやっぱり事前に市民に周知をし、市民がそれに迷うことなく行動をとることが第一であります。その辺の周知についてはできていたのか。周知ができていればやっぱり市民は冷静な行動がとれるんでありますけども。

これ以後に、たまたま台風の9月4日の21号、このときも特別警報が発表されたんですが、やはり7月に出されたことを踏まえて、市民の方もある程度冷静にいろんな行動ができたかと思いますが、その辺のこと。

それから、そういった国の特別警報についての正しく市民が理解をされておったかどうか、今後しっかりと検証する必要があります。また、課題が見つければ、今後に生かしていくべきと思うところであります。

その辺のこととあわせて、特別警報発表時に災害対策本部といいますか、各支部での窓口が設けられました。そういった中での、今、特に職員の定数の問題も含めて、削減されておりますが、今回の災害についての職員の充足については、その辺何か課題があるのかないのか。

また、自治会長とか消防団、そういったとこの連携を強化していく必要があると考えます。特に、今、交通止めとか、これから停電そういったことが広範囲、また日数的にも広がったところから、今まで携帯電話に依存をしておったことについても、携帯もつながらないという、今までにかつてない経験をしたところでありますが、そういったとこの反省も踏まえて、また職員、先ほど言いました市の職員の減少していく中で、職員を適正に配置するとともに、特に自助、共助の重要性を市民に理解してもらうことが必要だと思います。

市長、これは先ほど前質問にも答えておりました。やっぱり市民の情報伝達、通報、コミュニケーション、そういったことをしっかりととることが大事と言われました。まさにそのとおりであります。その辺についていかがか、今回の災害についての御対応をいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけども、特別警報について正しく理解されていたかというような点で

ございます。

こちらにつきましては、特別警報につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。その特別警報の中で、大雨特別警報というものが出されました。これは、台風や集中豪雨によりまして数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたり、また数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合にも発表されるものでございます。

7月の豪雨でございますが、7日12現在の降り始めからの雨量でございますが、その時点では、高鷲町ひるがので913ミリを記録しております。過去に例を見ない降雨状況となっている中でございまして、議員の御説明のとおり、郡上市には7日12時50分に発表されて、結果的に岐阜県内の16市町村に大雨特別警報が発表されたというところでございます。

この大雨特別警報でございますけれども、自治会長会のそういった会議の場におきまして、避難勧告等の発令基準について説明をさせていただいておりますし、そのときに特別警報が発表された場合には、避難勧告や避難指示こういったものを発令させていただくという説明はさせていただいております。

また、先ほど市長からも説明させていただきましたが、出水期の前には、例年、広報郡上によりまして、土砂災害に備えてというテーマで土砂災害の形態とか前兆現象、注意すべきこと、また土砂災害警戒情報等について紹介をさせていただきながら、早目の避難や命を守る行動の重要性について伝えてきております。この中で、特別警報にも少しは触れておるということでございます。

市民の皆さんが特別警報について正しく理解されていたかは定かではありませんが、特別警報についての詳細な周知は十分でなかったというふうに認識はしております。今後、広報誌であるとかケーブルテレビ等を活用して周知を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目でございます。特別警報発表時の災害対策本部等の、支部も含めまして、職員は充足されていたかというような点でございます。

一応、先ほども説明させていただきましたが、市の地域防災計画によりますと、活動体制計画の中で、特別警報が発表された場合は警戒本部体制をとるということになっております。支部の体制といたしましては、八幡支部は本庁勤務職員のうち八幡に住んでいる職員、それから他の支部でございますけれども、振興事務所等その現地機関に勤務する職員、そして本庁各部から支部派遣職員によって構成されております。今年度の当初でよりますと、病院とか消防職員は除くわけでございますが、平常時の職員数の内訳は、本庁が309人、八幡を除く6振興事務所で156人ということになります。これに対して、非常時でございます。本庁からの支部派遣職員169人が所定の支部に勤務するというので、本部では140人、それと支部では325人ということで、現場活動を担う支部の機能を強化しておるということでございます。

7月豪雨対応における職員の出席状況でございますが、ピーク時の7月6日午後11時でございますが、この時点では、本部で73人、支部で184人の合計257人でありました。これは、この時点での実人員ということでありまして、体制の長期化に伴います交代制をとっていたという観点から、実際には休業職員を除くほとんどの職員が出席した状態でありました。このことから、特別警報発表時における支部の職員というのは、可能な限り配備されていたものと認識しております。

あと、職員が減少していく中で支部の体制を維持していくためには、やはり自治会でありますとか地元消防団と連携した活動が必要であるということは認識しております。今回の場合も、自治会長さんには支部と地元とのパイプ役として、また地域の見守りや避難所の運営を行っていただいたところでございます。また、消防団の各方面隊につきましては、市の地域防災計画で支部の消防班として位置づけられておりまして、7月豪雨の際にも避難のための支援であるとか、警戒パトロール、水防活動などを行っていただいております。今後も密接な関係を維持しながら災害応急対策を行っていききたいというふうに思っております。

議員御指摘のとおり、支部の職員の配置につきましては、引き続き機能の維持に努めていきたいというふうに思っておりますし、自助の面ではさまざまな広報媒体によりまして、命を守る行動、的確な避難行動、また備蓄食料や非常時の持ち出し袋でございますが、こういったものの準備もしていただくというような啓発は強化していきたいというふうに思っておりますし、共助の面では、自主防災会、育成研修会などを通じまして、避難所の自主運営の重要性の周知であるとか、地区の避難計画の策定など、こういったことについて進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今言われましたように、やっぱりいろんな形で対応あるいは検証をする今回の災害でありますので。

先ほど職員のことがありましたが、今、今回の災害によってより一層の大規模に被害が発生した場合には、私は本当に職員体制含めて市民もどうかということを考えると、いろんな課題があらうと思います。

そんな中で、特に全般的な交通止め、停電、そんなことも起きた中では、やはり情報の伝達方法、現地の地域の情報がわからないということもありますので、例えば、一つ、OB職員の登録制度なんかも設けながら協力をしていただくとか、いろんな形でやっぱり防災備えを今後取り組んでいく必要があると思いますので、またいろいろと検討願いたいと思っております。

続きまして、異常気象、このこともそれぞれの皆さんから質問をされておりますが、特にことしの猛暑、これはもう日本ばかりじゃありません、世界的であります。国内でも観測史上一番高い

ような41.1度を超えるようなこと、あるいは世界では50度を超えるようなことで、カルフォルニアにおいては52度を記録して、もう既に死者も出ているというような状況であります。これは、まさに異常気象、今後も含めたことも、これも災害であります。大きな災害と考えます。

それぞれの関係の質問の中には、教育施設のエアコンということもありましたが、特に大事なことは、やはり設置もさることながら、1週間前でしたか、ある学校の子どもたちが稲刈り作業に出て、このときの気温は28度やと思いますが、それにおいてもやっぱり熱中症を発生して亡くなっているということですので、児童の健康管理を含めた体調管理がやっぱり教育指導上でも大きな安全対策の一つでないかということで、教室のエアコンもさることながら、やっぱりそのことについてもしっかりと取り組みをしていただきたいと思いますと思っています。

また、公共施設全体のことでお伺いしますが、福祉施設、教育、観光関係の市の公共施設全体におけるそういった熱中対策の整備についての市の考え方、現状を伺っておきます。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 公共施設の熱中症対策といいますか、冷暖房設備の整備状況について御回答させていただきたいと思います。

御質問に掲げられました福祉、教育、観光施設の冷暖房施設の整備状況につきましては、現状を大まかに申し上げさせていただきますと、郡上偕楽園であるとかデイサービスセンター等の介護福祉施設については全て冷房設備が整えられております。

そして、あと教育につきましては、学校については先ほど報告があったところでございますが、保育園でございますが、たかす北また石徹白保育園、この2園については、冷房設備はありませんが、冷涼な地域ということもありまして、現在までは大きな支障はなく至っておるということでございます。

あと、当然、文化センター、公民館、資料館などの社会教育施設も、明宝歴史民俗資料館など一部施設を除いては、ほとんどの施設で冷房が備えられておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、観光施設におきましても、郡上八幡城であるとか湯の平温泉、この施設を除いてはほぼ備えておるということでございました。

熱中症対策という観点からいたしますと、ことしの夏のような異常とも言える気候、気象に対して、どう対応していくかということが課題になろうかというふうに思っております。

1つにつきましては、今まで冷房設備でございますが、そういったものが必要ないと思われていた施設で今後整備の必要性が出てくるということはあろうかと思えます。また、今回の豪雨災害でございましたが、避難施設としての状況、こういった指定の状況などを踏まえまして、所管課と協議は進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、2つ目でございますけども、郡上市内でも数カ所設置されておりますミストシャワーというものがございます。費用対効果の面から冷房設備にかわる設備や方法がないかというようなこと、いろんなことを研究もさせていただきながら、加えて自家発電設備であるとか臨時の電源設備、こういったものについても検討をしていかなければならないというふうに思っております。施設につきましては、関係各課と連携しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） もちろん公共施設についてはいろいろとありますが、やっぱり実地の条件それから財源、時期といいますか、そんなこと、あるいは工事も含めていろんな形のことがありますので、十分いろんな内容を検討されながらよろしくお願いをしたいと思います。

それと、今までの質問を総括いたしまして市長にお伺いいたします。

今回というよりも、ことし全般の災害について、日本列島を襲っておりますいろんなことにつきましては、やはり災害はいつどこで起こるかもわかりません。しっかりと他人ごとでなしに自分ごととして考えながら、全てのことに対策を打っていかなければならないと思いますが、市長言われましたように、市長会のいろんな講演といいますか、そんなことも含めて市長としての責任ことをお伺いいただきました。

今後の防災体制について、市民に、やっぱりまず第一、みずから危機感を持つということで、重要なことだと思います。今後の市の防災体制のあり方、これまで各地域で起こった全体的な反省会、そんなことを見ますと、恐らく9割ほどの自治体が検証しながらしっかりともう一遍取り組む必要があるということが出ておりますが、郡上市の場合の考え、そして災害に対するやっぱり危機感を高めることが特に重要だろうと思いますので、今後の取り組みについて市長の考えを伺ってきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今回の7月豪雨あるいは間近におきました21号台風も、それを含めてでございますけども、そうした台風等々の災害につきまして、今申されましたようにまだ検証が十分ではないと思いますので、しっかり検証をしてまいりたいというふうに思います。

そして、先ほども申し上げましたが、そういう中で、しっかり市民の皆様にも、これは常々言っていることではありますけれども、どうしてもまだまだ徹底をしていないといううらみがあるわけでございますので、防災意識あるいは危機感というものをしっかり持ってもらおうということは大切だと思います。

国の平成28年の防災白書で、国民の防災意識等調査というのをやられたようですが、それによりますと、常々言われているような大きな地震であるとかこういう豪雨災害であるとか、とにかく大災害というものは、起こるのかどうかということについて国民の皆さんがどのように意識しているかという調査をしたものがございしますが、これによりますと、ほぼ確実に発生すると、あるいは発生する可能性は高いと思うということで、そういうことを覚悟しとかないかなと思っておられる国民の方はおおむね6割を超えているという数字が出ております。しからば、そういう意識を持っているので、常々、災害に対する備えについては十分に取り組んでいる、あるいは日常生活の中でできる範囲で取り組んでいるというふうに答えた人はあわせて4割と。6割ほどは、いずれ来る、これはもう確実に来るぞというふうに思っているけども、実際にその備えをしているという人は全体の4割ということでありまして、そういう備えをしているのは比較的年長の人ほど、年代があるほど災害への備え、取り組みはしているけれども、若年層はやはりその点に取り組んでいない傾向があるとか、あるいはその取り組んでいないということについては、必要だと思うけれども時間がないと、あるいはコストがかかる、機会がない、情報がないといったようないろんなさまざまな理由も上げられているというところでございます。

それから、よく言われることですが、災害とかこういうものに対して、人間の心理の中に正常化バイアスという、正常、異常の正常化ですが、正常化バイアスというものがあって、人間は嫌なことは考えたくないということから発して、要するに自分は大丈夫だろうと、今度だけは大丈夫だろうと、まだ大丈夫だろうと、こういう、どちらかという危機が迫っているにもかかわらず正常化へ向かう方向へ、大丈夫だ大丈夫だというふうに思いたがる性向というのがあるということからすると、そういうことからしてよく言われるようですが、逃げおくれがあったり、避難すべきことを避難しなかったりとかということが起きると。人間は、こういう、やはり心理的な一つの方向を持っているということをしっかり、行政もそうですし、市民の皆さんもそういうことを考えていただいて、やはり命を守るということを大切にすることから、自分がどう行動すべきかということをも十分考えていただかなければいけないことだというふうに思います。

先ほど冒頭申し上げましたように、幾らこれは訓練をしたり想定をしたりしても、やはり今回のように実際の経験にまさる教訓はないというふうに思います。これは、私たち行政も、職員も今回も一生懸命やってくれました。関係者も一生懸命やっていただきました。それから、市民の皆さんも今回の避難の呼びかけ等に対しては相当真剣に応えていただいたという面がございしますが、今回のような実際の災害ということの一つの経験、糧にして、やはり市全体としての防災力の強化というものを高めていく必要があるというふうに思っていますので、そのように私たちも市民の皆さんに対する一層の啓発等、啓発と言うとおこがましいですけども、やはり呼びかけをしてまいりたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） まさに、今、市長言われたとおりで、私もその同感でございますが、災害についてはやっぱりどんな対策、予防を打っていても、想定という言葉がありますけども、想定内ということはない、想定外が起こることが当たり前ということをしっかりと受けとめながら取り組む必要があると思います。

そんな中では、自然をやはり恐れて自然との向き合い、そんなことをしっかりとやっぱり取り組んでいく必要があろうと思います。郡上市民憲章の第1章に、「自然を敬い、自然に親しみ、豊かな山河を守る」ということがあります。そのような気持ちで、しっかりと郡上市民、皆さん方が安心安全な郡上市民でありますことを願いながら、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分とします。

(午前10時52分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（兼山悌孝君） 6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。8名の先輩議員の方が先んじて、さきの災害については質問をされまして、私で9人目になります。災害に関しては、恐らく今回の一般質問は、災害に関する質問は私で最後となるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

私も、7月の豪雨災害、市内で最大約81カ所の避難所が開設されたということでしたけども、そのうち4分の1の避難所のほうに伺いまして、市民の皆さんの御意見や避難所を運営された方の御意見を伺ってきました。また消防団の詰所にもお伺いして、いろんな御意見を伺ったんですけども、今回の豪雨災害で印象に残っていることの一つが消防団の方の御尽力と御活躍でした。避難所が開設されたと聞いて、私も防災服を着て避難所に伺ったときに、消防団の方第一声が、私を見て、私のことみんな「やす君」って言うんですけど、「やす君、あそこの家の方は今高齢者ひとりで暮らしてみえるけども、大丈夫やろうか」ということを第一声に消防団の方、声かけてくれました。また、詰所に行ってみると、今の状況はこうなっていると、あそこがあふれそうやとか、今待機している

人数がこんだけ待機しとるで何かあったら何か言ってくれというようなことをどの詰所の方も言ってくれました。本当に消防団の方々の御尽力は本当にありがたいなと思いましたし、特に消防団の皆さんというのは現役世代であったり、若い世代、これから生きていく、郡上市で生きていく世代ですが、そういった方々の姿を見て、郡上市の未来に力強いものを、私だけじゃないと思いたね、それを感じたのは。そういったことを印象に残らせていただきました。

そういった消防団の皆さんの思いとか避難された皆さんの気持ちとか、避難所に運営された皆さんの意見を将来の未来の郡上に生かすために検証作業というのは非常に重要になってくると思いますが、県のほうでは既に検証結果というものを公表されておりますし、他の市町村でも公表されている自治体がございますが、郡上市としてはいつごろこの検証作業を終わられて、市民の皆さんの御意見や御批判を仰ぐ時期というのは、どのタイミングになるのかということを担当部長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、各検証作業ということでございますが、回答させていただきます。

自治会のほうのまず一つ、検証でございますけども、現在、自治会連合会の支部会議が開催されたところから順次報告を受けているところでございます。現在のところ、八幡、大和、白鳥、美並の地域からそれぞれ意見報告書の提出を受けておるということで、そういった中から避難所の環境であるとか、運営、それから避難情報、そういったことの意見をいただいております。

また、市の職員関係でございますけども、各部、各支部別に検証を行っている最中でございます。課題であるとか問題点、また対応案について、それぞれが職員の意見を上げておまして、現在それをまとめておる最中ということでございますので、まとめ次第、すぐにまた議会のほう、また市民のほうへも公表していきたいというふうに思っております。

今回の災害対応を教訓といたしまして、今挙がっています課題や問題点、これを一つ一つ見直して、改善を実施して、より強固な防災体制づくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議会のほうもきょうはこの前の台風の災害の対応についてのいろいろ全員協議会で意見交換もする予定でございますし、また議会の来月に予定されている議会報告会でも防災ということがテーマで市民の皆さんからいろんな御意見をいただく予定でございますし、また政策提言等も出てくると思いますが、来年度予算を考えるとある程度終わりの時期というものは決まっておるのかなと思いますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

そこで、具体的な質問に移っていきますが、先ほども市長のほうから答弁が少しございましたが、今回の広域に起こった豪雨災害における市民の皆さんの避難率についてどうだったか。また、それについてどう考えるか。また避難率の推移というものをどう考えるかということについてお聞かせ願いたいと思いますが、私も1日目、2日目、3日目といろいろ回ってみまして、一番、だんだん危なくなってくるわけですから、一番危ないときに市民の皆さんの数というのが、きのうよりも少なかったんじゃないかなとか、推移についてはいろんなことを思いましたので、まずこの避難率、避難率の推移について当局はどのようにお考えかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 避難率のことでございますけども、これは前々から述べておりますけども、避難対象となった人数でございますが、2万8,959人、2万9,000人に近かったということ、その7.1%が避難をされたということでございます。この避難対象となった2万9,000人が全員が避難する必要があったかということはあろうかと思ひますし、また、親戚であるとかまた隣近所の安全な建物へ避難された方もお見えになるというふうに思っておりますので、そういうことを考慮しても少し低いかないかということは思っております。

あと、それから推移のことでございますが、例えば大和地域のことについて、少し報告をさせていただきますと、7月5日の晩が最大42名、それから翌6日の晩が最大でございますが702名、それから7日の晩が最大567人ということで、2日目の晩が避難者数のピークだったということになっております。

また、市全体をちょっと少し参考までに報告させていただきますと、5日の晩が最大で121人、それから6日の晩が1,216人、7日の晩が最大1,355人ということで、3日目の晩が一番ピークとなったということでございます。

大和地域と同様に2日目が避難者のピークとなった地域につきましては、八幡地域、美並地域、3日目が避難者のピークとなった地域につきましては、白鳥地域、高鷲地域、それから明宝地域については2日目と3日目、ピーク時の人数が同数であったと。それから和良地域につきましては、この期間に避難者がいなかったということでございます。大和地域でございますけども、7月6日の午後6時に全域に対しまして避難指示を発令させていただいております。白鳥地域につきましては、7日の午後6時に石徹白を除く全地区に避難指示を発令しておりますし、高鷲地域では7日の午後1時40分に全域に対して避難指示を発令しております。

こういったことから避難者数の最大値というのは、この避難指示の発令時に関連しておるのかなということは思っております。例えば、大和地域で2日目の晩が避難者のピークとなった理由につきましては、当然、体育館等での長期間の滞在を苦痛と感じられた方も見えると思ひますし、また降雨の状況を見ながら、確かに今回の7月豪雨につきましては、雨が強く降ったときと弱まったと

きが確かに交互に來たということでございますので、そういった降雨の状況を見ながらみずからの判断で自宅に戻られた方もおられたのではないかなというふうには思っております。

今後でございますけども、例えば体育館の床では眠れないというようなこと、そういったことが避難しない理由に結びつかないように、敷マットとか就寝用の寝具といいますか、そういったマットでございますが、そういったようなことの備品について、なかなか一度には整備ができるとは思いませんけども、優先的に整備を図っていきいたいなというふうには思っておりますのでよろしく願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 市民の皆さんが自主的に自分で判断されたというようなお話でしたけども、その前提として適切な情報伝達というものがしっかり行われていたか、それは十分であったかということが必要だというふうに思いますが、市民の皆さんお一人お一人が災害リスクを特定して避難行動を促進するために、市としてやるべきことは何か、また市民の方がみずから情報を得る手段としての河川カメラ等、情報伝達手段に見直すべき点がなかったかについて伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 情報を得る手段としてということで、例えば河川カメラの例を挙げてくださいましたけども、例えば議員御指摘の大和町の和合橋の河川カメラ等についてはあるかと思えます。確かにこれ夜間見えない状況ということで、せっかくカメラがあるのに、夜一番危ないときに見えなかったということについては、理解しておるところでございます。

現在、郡上偕楽園におきまして、投光機の設置に向けて検討はさせていただいているところでございます。最近見ていただきますと少し夜でも見える状況になったかなというふうに思いますが、カメラのそういった機能のところで少し改良を加えたということを情報課のほうから確認させていただいておりますけども、まだそれで足りない部分につきましては、例えばそういった投光機等について準備をさせていただきたいというふうに思っております。

河川カメラの増設につきましては、今後、ケーブルテレビの光化整備にあわせまして、追加の設置というものも考えていきたいというふうに思っております。確かに市民の皆様方がそういったもので情報を収集するということに対しては、非常に避難、それ等いろんな行動に対して有意義だと思いますので、そういったことは検討していきたいと思えます。ただし、そういったカメラの増設につきましては、例えば河川の近くの公共施設があるとか、それからできれば何らかの既設の照明、そういったものがついておって対応できる場所がないかというそういう選定であるとか、映る範囲の個人情報についても、こちらについても注意を払う必要があるということで、そういったことは考えていきたいというふうに思っております。

また、もう一つ、みずから情報を得る手段といたしましては、先ほど少し説明をさせていただきましたが、危機管理型の水位計、県のほうが今年度、和良川であるとか大間見川であるとか、鬼谷川、粥川、弓掛川等に設置されておりますけども、こういったものにつきましてもインターネットサイト、川の水位情報で一般公開されております。こういったことにつきましても、市民の方にも活用していただきたいということで周知を図っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 今ほど部長のほうから答弁いただきましたけども、体育館だと床がかたいということで、なかなか皆さん安心して過ごせないということで、大和中に伺ったときに大和中では武道場がありますので、学校が協力していただきまして、消防団の皆さんと武道場の畳を避難所に持ってきて、またさらにはマットもありましたので、そのマット等で敷いてみんなそうして過ごしてきたわけですけども、避難所というのは多くは学校と密接に関連しているわけですけども、今後、避難所と学校の連携については教育委員会はどうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 教育次長 丸山功君。

○教育次長(丸山 功君) お答えします。

現在、学校施設で指定避難所に指定されておりますのは、小中学校の体育館が24施設、それから今の大和中の武道場、あとやまびこ園、みなみ園の幼稚園の園舎ということで合計27施設ということになっております。

避難所の鍵につきましては、各地域の振興課、八幡地域は教育委員会の事務局ですが、それから学校教育課、さらに第二管理者として地域の近隣の家庭に依頼をしております。さらにその学校に近い、すぐ駆けつけられる教職員にも依頼をしておるところでございます。

今、避難勧告を受けて学校施設に多くの避難者が訪れられましたが、体育館ですので公民館とか集会所のような十分な快適性は望めませんけども、御指摘のとおり、場所によっては畳があるとかないとかによって快適性で差が生じておるところでございます。

今回の大和中の事例では、地域の自治会長さん初め、各役員さんと学校の教職員の連携によって円滑に運営がなされたというような報告を受けております。その避難所運営の記録がありますので、教頭先生がまとめていただいたものですが、それをもとに学校施設が避難所になったときのマニュアルをさらに再点検をして見直すようにということで校長会と教頭会に協力を依頼をしたというところでございます。

学校施設が避難所になったときには、やはりその勤務する教職員が一番大事ということでありますので、災害時におきましては行政側と学校側の双方の確認、行動の確認などによりまして今後

とも連携を図っていけるように努めてまいりたいと思います。

また、夜間や休日で教職員がすぐに駆けつけられないということもございますので、まずは自治会や地区会の皆さんに御協力をいただきまして、開設をしていただき、市の職員と学校に住居に近い教職員が早急に駆けつけて対応に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(6 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 通告では、次の質問で今の以上の質問を踏まえて市民の皆さんの声、うちにおったほうが避難所に行くよりましやということに対して質問する予定でしたけども、ある程度、皆さんの回答の中から自分の中ではわかることができましたので、一つは適切な情報をしっかり市民の皆さんに、前提としてしっかり流していただくこと、市民の皆さんが判断できるような形でしっかりと適切な情報が伝わるようにすることと、もちろん避難所ですのになかなかすごく快適というわけにはいきませんが、パーテーション等もこの前予算で買いましたし、プライバシーに長期化した場合はある程度配慮しなければなりませんし、いろんなことでまた見直していただけるということです、この質問は割愛させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、防災計画上の避難所の場所は適切だったか、また実際に避難した場所は適切だったかについてお聞かせ願いたいと思います。

防災計画上は、例えば偕楽園は、本来ならば大和中であったり、また大和だったら福祉避難所としてやまつつじがあったりして、そういうところをある程度避難所として想定されたと思うんですが、実際は違うところに避難された。お話を聞いてみますと、偕楽園のところで川の河川の高さが水位が上がるよりも、むしろこちらのやまつつじ側のほうが庁舎の側のほうが上流になりますが、その部分がかさかなりかさが上がってなかなかそちらを避難所として開設することはできなかったというようなお話も聞いておりますけども、避難所として防災計画でここの避難所はいいですよ、大丈夫でしょうと思った想定がいろいろきかなかったところがあるんじゃないかということを感じました。

もう1点は、実際に避難された場所として、本当に急傾斜地であったり、崖になかなかここで、恐らくそこは一時避難所なんだろうけれども、そこで実際に市民の皆さんが夜を明かされたということもありますので、そういったことについて当局としてはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 避難所の場所は適切だったかということでございますが、少し避難所について説明をさせていただきますと、平成26年に施行されました災害対策基本法の改正によりまし

て、指定緊急避難場所と指定避難所のそういったことが指定が法定化されたということで、市といたしましては205カ所の指定緊急避難場所、121カ所の指定避難所を指定させていただいたということでございます。これらにつきましては、災害の種類ごとに政令で定める基準を満たす施設を選定しておりまして、場所としては適切であったというふうに考えてはおります。ただし、そういった箇所でございますけれども、最近でございますけれども、指定緊急避難場所のうち、立地場所が安全区域外の鉄骨造の13施設につきましては、岐阜県から構造条件を満たしていないという指摘を受けておりますので、この該当地区につきましては地区外の安全な別の施設まで避難する必要があるということで、避難行動の指針となる地区避難計画の策定に今取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃいました一時避難所でございますが、これは平成26年以前に市が指定していた避難所の約半数が安全区域外に立地していたということ、それから小規模な地区集会所などの多くが木造であるということで今回26年に指定するときの基準外となってしまいました。そういった中でも広大な市域の中で市民の安全を確保する観点から、災害対策基本法に基づきます、そういった指定緊急避難場所や指定避難所とは別に、住民の方が組織的避難を行うために一時的に集合・待機する場所として、市独自で150カ所の一時避難所を設置指定しております。一時避難所というのは、移動の安全が確保する状態となったときには指定緊急避難場所であるとか指定避難所に避難することを前提しております。そうはいいつつ、今回の7月豪雨におきまして、多数の市民の方が、議員が言われたとおり、さまざまな理由によりまして地元の判断で開設された一時避難所に避難をされてしばらくの間滞在されたということにつきましては、災害種別に応じた施設への避難について市民への周知が十分でなかったことを示しております。結果的に被害が発生しなかったことは幸いでございますが、一步間違えば大変危険な状況であったことは重く受けとめているところでございますのでよろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 自治会によっては臨機応変に対応されて、例えば本来ならば体育館に行くところが体育館よりもこっちのほうが安全だということで集会所に移られたり、いろんな対応をされていましたがけれども、私もこう回りながら、ここはこういう場所だから、ここでずっと滞在するというのは余りよろしくないということは自治会長さんともお話ししましたが、なかなか強制することもできませんし、なかなか難しい状態でしたけども、今部長おっしゃったように一步間違えば皆さんが避難された場所がまさに被害に遭うということも十分に考えられましたので、そういった部分をしっかりと、これはまさに市民の皆さんとの連携というか、十分なコミュニケーション、話し合いが大事だと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

その上で、今、郡上市のほうでは公共施設の適正配置見直しを行われておりますけれども、今回の

この夏、災害を通して、災害が公共施設の見直しへ与える影響があるのかないのかについて、市長公室長にお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員御承知のとおり、市では公共施設適正配置計画の策定に向け、昨年度から個々の施設の評価を行いまして、その評価結果をもとに施設分類ごとの方向性とそれから施設の方向性、施設ごとの方向性につきまして現時点での案としてお示しをいたしましたところでございます。

この方向性の案の中では、旧町村時代に廃止した学校の分校や分校跡地などに設置しております小規模な体育館、いわゆる地区体育館につきましては、原則として、機能は統合し、施設は廃止をさせていただくということを前提に配置のあり方を検討することとしています。

この廃止という考え方ですが、体育館としての必要性が低いため、市としては維持管理をさせていただかないというものでございます。したがいまして、廃止が即取り壊しにつながるというのではなく、廃止後の施設のあり方、例えば地元の自治会へ譲渡をさせていただくなどにつきまして、並行して検討してまいりたいと思っております。

また、避難所につきましては、これまで総務部長が申し上げましたように、法に基づくか、または市が独自で設けた基準により指定するものでございます。このため、体育館に限らず、多くの公共施設に比べまして自治会が保有されている集会所なども避難所として現在指定されているところでございます。

このような状況のもとで公共施設の見直しを行うということは、一定程度、避難所のあり方についても影響を与えるということになると考えております。しかしながら、公共施設は本来の設置目的がそれぞれにあり、その目的に沿って使用されています。その上で、この避難所として活用可能なところを指定していくという考え方であります。したがいまして、現に避難所として指定されている状況は、十分考慮しなければならないものの、避難所であるがために公共施設の見直しができないものとは考えておりません。

市としましては、これまで申し上げましたような考え方の中で公共施設の見直しを進めていくことを基本といたしますが、今回の災害によりまして、小中学校以外の体育館では7つの体育館、例えば大和地域においては大間見体育館、神路体育館、上栗巣体育館の3カ所ですが、避難所として市民の皆さんが避難されたこと、また地区体育館以外でも多くの公共施設が避難所となった現状について検証し、それらを踏まえながら公共施設の適正配置の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

（6 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） おっしゃることはわかりました。避難所に指定されていたところで皆さんが避難されているところのすぐ目の前の道路に水があふれてくるというような状況もございましたので、そういったこともまた建設部等と連携しながらしっかりと取り組んでいただければなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、済みません、乾部長、申しわけないですが、またちょっと進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

障がい者の方など、災害時要援護者の皆さんの避難状況についてお伺いしたいと思います。

私も回らせていただく中で、そういった方々がなかなか避難できていない状況があるんじゃないかということを強く感じました。そういった方々が常にいつも安全な場所に住んでいるわけではないですので、印象として非常に少ないんじゃないかということを感じましたけども、まず市としてはこのようなことについてどのように捉えているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、障がい者の方の避難状況について御説明したいと思います。今回、要支援者名簿に登録されてみえる方の避難状況につきましては、全体の登録者3,555名のうち229人、これは全体のということで6.4%、登録者数に対して6.4%の避難でしたが、その登録別、例えばひとり暮らし高齢者として登録してみえるか、要介護者として登録してみえるか、障がいとして登録してみえるか、その区分別で見ますと、ひとり暮らし高齢者の方は5.1%、要介護者の方は5.5%、障がい者の方は3.5%という結果でした。ただ、このカウントの仕方は、例えば障がい者の方でひとり暮らしの方の場合は重複しますので、カウントとしてはひとり暮らしのほうにカウントしますので、そこで2%ほどの差は出てきております。

あと地域別で見ますと、全体的に2%の地域から24%の地域の開きとなっております。

（6番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 前の答弁で美並地域の方が特に避難される方が多かったというようなお話ありましたが、2%の地域が多いということも今答弁ございましたが、平成28年度の文教民生常任委員会の政策提言で今の災害時の要援護者、要支援者の皆さん方の個別支援計画の作成というものを提言をさせていただきました。そのときに市の回答としては、やりますというような回答をいただいておりますが、いまだにそれがつくられているとは伺っておりません。今回の個別支援計画の未整備が避難率の低い原因にあるんじゃないかということを考えますが、その点についてはどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 個別支援計画未整備による影響ということですが、議員の御指摘さ

れる個別支援計画は、国の指針においてさらなる避難行動支援のために取り組む事項として挙げられており、要支援者に対して具体的な避難方法について記されたものです。個別支援計画は、災害対策基本法で義務づけはなされている避難行動要支援名簿のように策定が義務づけられているものではありません。しかしながらその必要性については強く感じており、策定を進めるべきと考えておりますが、実際に個別支援計画において最もやっぱり重要なのは、要支援者に対する支援者の配置というところになっております。郡上市における要支援者名簿については、その方の身体状況、例えば避難のときに車椅子が必要であるか、そのところまでの情報は収集しているものの、全員の方についてその支援者が配置というところまでがまだ完成はしていないという状況です。

個別支援計画の未整備と避難率の関係につきましては、避難場所までの移動方法で困ってみえたり、避難すべきかどうか迷ってみえる要支援者の方の場合などは、特に避難への声かけや移動をお手伝いいただける支援者が見えることは、避難率に大きく影響するものと考えております。今回の災害におきましても、移動、避難所へ行きたいけれども、どういうふうにして行ったらわからないというようなところにつきまして、今回急遽、社会福祉協議会の協力によって特殊車両による避難所への支援を行ったという事例がありました。今後このような避難所までの特に移動方法につきましては、支援を必要とされる御家庭については事前情報としてお伝えしておく必要性は強く感じております。

また、その支援者の配置につきましては、当然これは行政のほうで、あなた支援者になってくださいというようところで決めていくことはできませんので、自治会、自主防災会の協力は不可欠であります。今後、防災部局とも連携をしまして、現在まだ十分進んでいないところにつきましては策定を進めていきたいと考えております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 今回を見ていると本当に、例えば支援が必要な方の状況を見てみると、本当に早いもん勝ちで、例えばその方は白鳥に行くと、例えば大和に当たっても、たまたま大和に対して要請した方はたまたまあいていた場所があったのでそこに大和庁舎の一室に泊まっていたいたということで、非常に組織的といいますか、体系的な対策がしっかりとられていなかったんじゃないかと非常に感じます。

また、先ほど申し上げましたけども、文教民生委員会で提案して、市としてもやりますと言ったことをまだやっていないと。今回は本当に被害がなかったから、そういうような状況で済んでいきますけども、こういったことは議会としても市民の皆さんとしても納得できることではないと思いますので、しっかりと対応をよろしくお願ひしたいと思います。

また、福祉避難所の設置についても今回は恐らくなかったんじゃないかというふうに思いますけ

ども、その点については部長はどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） まず福祉避難所ということですが、その前に、災害時におきまして要支援者の方の避難生活場所は、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所施設、入院等の医療機関等が考えられますが、身体状況等の変化に留意しまして、必要に応じて在宅や指定避難所から直接福祉避難所へ、また介護施設への緊急入所、入院等を図るなど適切に対応する必要があります。市では現在、福祉避難所につきましては、民間福祉施設を含めました32施設と協定を結んでおります。今回の大雨によりまして、利用がスムーズにできるということで事前に考えられる施設には電話で、万が一のときはよろしく願いますというような連絡はさせていただきましたが、避難の期間が割と短期間であったということで、福祉避難所の御協力を得ることはありませんでした。市では現在、その福祉避難所のほかに現在の指定避難所におきましても、要支援者の方、さまざまな方が避難してみえますが、その方の身体状況等に応じて居住性の高い部屋を活用したり、シートとか間仕切りによるプライベート空間の確保を優先的に設けることとしております。福祉避難所には受け入れ可能人数に限りがあります。当然、施設は入所、皆さん満床で入ってみえますので、そういうときに緊急対応の必要性の高い方を優先して利用していただく必要があります。予定要支援者の方の心身の状態を確認させていただいて、その状態によって協定締結施設の受け入れを要請することとしています。

今後も新たな福祉施設との協定を締結しまして収容人数を確保するとともに、要支援者名簿の登録されてみえる方の中で、要介護度の高い方についてあらかじめ医療機関ですとか福祉避難所への入院・入所が必要である方を把握するなどして速やかな避難ができるよう、ケアマネジャーなど関係機関と連携を図っていきたいと考えております。

（6 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 恐らく市民の皆さんの中には、私がいただいた意見では、やっぱり介護も必要だしおむつがえもせないかんし、あんなところに、あんなところってのは避難所ですけども、あんなところに行けんというような意見もお伺いしておりますので、全くそういった方々が本当に避難所に安心して行って、そこから避難所からまたさらに安心できる福祉避難所があるというようなプロセスもなかなか理解していただいておりますし、またそれはなぜかという、恐らく個別支援計画という部分もしっかりできていないからじゃないかというふうに私は思いますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

まさに市長がよく言われます、郡上は一つ、また一つ一つということを市長おっしゃいますが、まさに郡上は一つ、一つ一つ、そして一人一人なわけでありまして、まさに一人一人の皆さんの不

安に寄り添う、そういった郡上市をつくっていただきたいと思いますので、最後に市長にお尋ねをしたいというふうに思います。

今申し上げましたが、今回の豪雨災害につきましては、市内全域が対象となってかなり長いことありました。また、その後の台風では特に高鷲の地域、北部中心に高鷲の地域とか西和良の皆さんとか、長い間、那比の皆さんもそうですね、長い間停電というような状況がありました。そういった意味では、市民の皆さんがかなり不安に感じられる時間が長かったんじゃないかなということを私は皆さんの声を聞いて感じました。そういった不安に対してしっかり答えていくには、先ほど市長がおっしゃったような市民の皆さんとの災害時のコミュニケーションという部分も非常に大事なということを感じさせていただきましたし、またそういった皆さん方に対してしっかり市は寄り添っているんだということをしっかりと示していくことが市民の皆さんの安心につながっていくんだというふうに思います。そういった意見を踏まえまして、今回の災害について市長の感じられたこと、また思いを聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

先ほど古川議員、山田議員にも御答弁を申し上げました。総括的なことは申し上げたとおりでございますが、やはり例えば今回の災害で私ども、例えば土砂災害の防止という観点からしますと、5キロメッシュという一つのデータでそれが一定のその数値を示すと、そこについてはもうやはり緊急の場合ですから、詳細にどこの方はあるいは誰々さんはぜひ避難してくださいとか、そういうことをなかなか言えないんですね、時間的にも。そういうことでありますから、大変、確かに大和町全域に対して避難指示とか、そういう形でございます。それで確かに私たち行政の責任として、よく言われることですが、空振りでもいいから早く出せ、早く出せと、そして非常に概括的に出しております。しかし、本当に先ほどの避難率という問題も出ましたけども、2万数千人の人が実際に素直に従っていただいて、各現在市が持っている避難所に押し寄せてこられたら本当にどうなんかなということも考えざるを得ないわけでありまして、やはり土砂災害あるいは河川の氾濫による浸水被害、そうしたものにやはり究極はお一人お一人の住んでおられる条件のところは単に先ほど申し上げました、大丈夫であってほしいという思い込みではなくて、かなり客観的にやはり安全なところと安全でないところというようなことは日ごろから、行政の面でももう少しきめ細かいそういう認定といいますか、そういうようなものが要りますし、市民の皆さんのほうからもやはり自分の住んでいらっしゃる等についてのそういう自己認識といいますか、そういうものが必要なのではないかというようなことを思っております。

そうしたことからやはりこの避難の誘導にしても、あるいはまた実際に避難者を受け入れる施設等についても、これまで今回の経験をもとにして従来にも増してもう少しきめの細かいというか、

精度の高い、そして田中議員がおっしゃるように一人一人の市民の皆さんに寄り添ったような対応ができないかということをよくよく検討していきたいというふうに思います。

それから、公共施設の整備につきましては、といいますか、こういう安全対策としてのハード対策でありますけれども、これもしっかりやってまいりたいと思います。私も今回災害に遭われたおうちのところへ行って一番胸にぐさってきたのは、市長さん、これで3度目ですよというようなことを言われて、前回のとき、こういうふうに措置をしてもらったのもう大丈夫ですよと言われて安心をしておった矢先、こういうことになったんですけど、これは一体どういうことですかというようなことでございました。そのときそのとき考えられる想定をしながら、河川の構造であるとか、そうした砂防堰堤であるとかいろんなものを入れて、そのときそのとき人知の限りを尽くして、あるいは財政の許す範囲で最大限のことをしても今回それを上回る自然現象があったということ、そういうことを十分やはり考えてこれからの対応をしていく必要があろうかというふうに思います。31年度の概算要求もこの前締め切られたばかりですが、国のほうで例えば先ほどのエアコン等の話については文科省がとか、あるいは国土のこうした強靱化という問題については国交省のほうも相当予算要求を特別枠のような中でしておられるようでありますし、そうした公共投資のあり方もまた国のほうもいろいろと考えてこられると思いますし、市は市でやれることを、やるべきことをやり、国・県にまた強く要望すべきことはしていかなければいけないというふうに考えています。

(6 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6 番(田中康久君) 先ほど検証結果をしっかりと出せというようなお話をしましたが、出していたきたいというお話をしましたが、検証結果を早く出していただきたいのですけども、かなり細かな検証が必要だと思いますので、そういった部分を自治会と連携をしながらお願いしたいと思ひますし、災害に強い地域はいろんなことに強い地域だということを実感しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

昼食ため、暫時休憩といたします。再開は午後 1 時を予定します。

(午前 1 1 時 4 5 分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、少し早いんですけども、全員おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0 時 5 9 分)

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（兼山悌孝君） 1 番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1 番 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 1 番 三島一貴でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

私の本日の質問は、2 つとなっております。早速ですが、1 つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

白鳥北部交通機関についてということで、1 つ目に、平成28年12月議会にて私が一般質問した路線バス石徹白線の日曜日運行はという質問をさせていただきたいと思います。

12月議会において、この白鳥から石徹白地域へ走っている路線バスの現状を説明させていただきまして、今は月曜日から土曜日、デマンドバスという形で1日3便走っておられます。日曜日に運休ということで、観光のことを含めてどうか日曜日に運航をできないかという質問をさせていただきました。その折に執行部からは、今後のについては長良川鉄道を含めた観光等に対してもある程度利便性が向上するようなダイヤ編成や乗り継ぎ等を検討することも必要である。また、市長からは、公共交通機関と協力連携して確保する方法や交通事業者を初め観光事業者あるいは地域の方々と相談して進めていきたいという御答弁をいただきました。地域に帰りまして地域の方々とそのようなことでお話をしておったところ、まだ地域の方には御相談がないというような現状だったようですので、今回、再度質問をさせていただきましていろいろなことをお伺いしたいと思います。

この質問に当たりいろんな課題等は前回話させていただきましたが、またあえてなぜまたここで持ってきたかということを少しお話をさせていただきたいと思います。

この路線バス、白鳥から石徹白へ行く路線バスの間に岐阜県名水50選、そして日本の滝100選に選ばれている阿弥陀ヶ滝というものがございます。大変観光名所となっております、観光客の入りが多い現状でございます。私も今シーズン日曜日に、お盆を過ぎた日曜日にお伺いをしましたが、大変、ちょうど昼過ぎぐらいに現地に着いたんですが、まだまだ観光客の方がたくさん見えましたし、3時から4時ぐらいに帰ろうとしたんですが、帰るときにもまだその阿弥陀ヶ滝へ入ってこられる方がたくさんいるというような現状で本当ににぎわっております。そして、駐車場が本当にすぐ満車になるということで、近年、峠の道までずっと渋滞をするような状況も続いております。そんなことで今年度ですが、白鳥観光協会が地元の方とお話をいたしまして、ちょうど今の阿弥陀のある上の土地を借りまして無料駐車場を整備したというようなことで、本当に大変多くの方が見えるということで地域の方々はうれしく思っているところであります。

しかしながら、前回からもお話ししておりますが、ここへ行くにはもう自家用車でないと行けないという現状であります。また、宿泊施設もありますが、例えば宿泊施設へ公共交通に乗ってこら

れて土曜日に入られた方は、土曜日宿泊されますと、日曜日帰れないという現状であります。宿泊施設の方々にお話を聞きましたら、自分たちが長良川鉄道北濃駅まで送っていつているというような現状で、そういった方で地域の方々も努力をされているというお話でありました。

そのほかに、これも前、前回話しましたが、白鳥にあるタクシー会社に電話がかかってきて、北濃駅にいまするんですが迎えに来てください、そこから阿弥陀ヶ滝まで送ってくださいというお問い合わせが入るそうです。今聞きましたら、北濃駅から阿弥陀ヶ滝までは片道タクシーは3,000円いただくそうです。その方が、北濃駅まで来るということは、長良川鉄道で見えると思うんです。一応料金表のほうを見ましたら、例えばその方が美濃太田から、最大で美濃太田から乗って北濃駅まで来ると片道1,690円です。タクシーを使って阿弥陀ヶ滝まで行ったら、3,000円プラスされます、4,690円。往復で1万円弱の交通費がかかるという形になります。

ちょっと話が飛びますが、昨年度、観光塾として、市長も行かれましたスイス・ツェルマット行かれて視察へ行かれたと思います。その視察報告のほうでお話を聞きますと、リピーターが約8割だと言っておられました。郡上市でもやはりそういったところは見習って、こうした郡上を好きになって何度も訪れてくれるリピーターを確保していくということは大事だと考えておりますが、先ほどの例えば交通機関を使って、往復1万円弱の交通費がかかって来ましたと、その方々がまた次来ようかなと思えるのかなということを私は思います。例えば長良川鉄道に乗って安い値段でそのまま阿弥陀ヶ滝へ日帰りで来られたと、そして、すごい立派な滝だと満足して帰られるといたします。しかしながら、その公共交通機関が整っておれば、例えばそこで阿弥陀を見られたりとか、その奥には石徹白地域の立派な観光名所等もございます。ほんなら次回はゆっくりと宿泊をしながら来るとまたこの土地はおもしろいのではないのかななんて思っていただけのような気がいたします。そういった形でもリピーターを確保するという状況では、この公共交通機関がしっかりとらないといけないのではないのかなということを常に思っております。

そしてこの今回のもう一度再度質問をするということに入りましたが、関係各所の方々とヒアリングをする中、やはり今の現状の公共交通機関を日曜日運行するという課題やいろんな条件もある中、あと予算のこともあり、難しいということもいろいろとお聞きはいたしましたが、例えば今、八幡で行っております郡上市下呂間の運行バスやら、郡上八幡インターから城下町プラザまでやっているバス、そういった方法でこの白鳥の北部地域も、例えば夏のシーズン、日曜日だけでいいものですから、こういった実証実験というか、そんな形で運行したらどうかということを見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それでは、私からはまず市の公共交通の観点からのお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、白鳥町石徹白地区への公共交通につきましては、白鳥交通さんが運営されております石徹白線がございまして、平日の5日間及び土曜日に1日3便、3往復を運行しておられます。このうちお昼に運行する第2便については、予約により運行いたしますデマンド方式となっております。

年間の利用者数につきましては、平成28年度が5,613人、平成29年度は4,558人で、平均しますと約5,100人となります。その内訳ですけれども、一般利用が約4割、中学生や高校生の通学利用が約6割の状況でございます。

また、通学利用が減る土曜日の1日当たりの利用者数は、平日の約半数ということになっております。

観光客の多い7月から9月の土曜日の運行について、運行事業者から聞き取りをさせていただきました。それによりますと、一般利用者の約半数となる1日平均5人程度の方が観光客と見られ、白山への登山客なども利用されるということでした。

以前の一般質問でもお答えをさせていただいておりますが、この石徹白線、石徹白線に限ってではありませんけれども、基本的には地域住民の皆さんの通院、通学等の足の確保というものを主眼に路線を維持しているものでございます。定路線型で運行しておりまして、一日に朝、デマンドの昼、そして夕方の方の3便運行ですので、例えば観光客の方が阿弥陀ヶ滝へ観光で御利用いただきますと、お立ち寄り後また次の便まで相当の時間をお待ちいただくことになりまして、これを解決するためにはさらに便数をふやしていかないかんということになります。

公共交通としての石徹白線を日曜日においても運行することにつきましては、市民の利便性も含めまして一定のサービスの向上につながると思いますけれども、やはり運行経費の増加に見合った費用対効果が見込めるかについては、現状の利用者数、それから平成28年度に観光課が行いました北部周遊無料バスの結果等を分析をさせていただき限り、非常に厳しいものと捉えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長。

○商工観光部長（福手 均君） 観光の方面からお答え申し上げます。

議員の御提案ありました、白鳥北部観光ルートの商品造成と連絡バスについて、これについては平成28年にいわゆる実験的な形でバスの運行をしておりますので、その結果等をまた御報告を申し上げます。

これは契機は、28年4月に観光列車「ながら」が運行を開始しました。それにいわゆる関連する形で郡上市北部の観光PRを兼ねて、ガイドつきで、そしてかつ無料で周遊バスの郡上満喫とそういったバスを走らせて、ツアー造成をしたということがございました。

この無料バスは、白鳥町の白山長滝駅周辺、あるいは白山の中居神社周辺を周遊観光する石徹白

コース、そしてもう一つは、高鷲町の分水嶺、あるいはダイナランドゆり園などを周遊するひるがの高原コース、この2つのコースを設定しまして、いずれも観光列車「ながら」の利用客を対象に予約制で1泊2日と、この日程で実施をしました。

PR方法は、こういう場合にはどのようにPRしたかが大事ですけども、PR方法は、「ながら」を予約したお客さんにツアーのチラシを直接郵送するという方法でPRしましたので、予約のお客さんには情報は届いたというふうには考えております。

その結果でございますけども、実績としましては、石徹白コースが2回の催行で延べ6人でした。ひるがの高原コースは5回の催行で16人という利用でございまして、これは5月の20日から年末までの7カ月間でこの実績でございました。数字としては伸びなかったわけですが、そのいわゆる少なかった要因として分析しますと、やっぱりなかなか1泊2日といいますと日程をとるのが大変ということもあると思います。

また、当時は観光列車「ながら」の就航直後で、いわゆる「ながら」に乗りたいというそこが主な目的であって、ほかのツアーになかなか関心が向きにくかったのかなとそういう分析もしているところでございます。

そして、これは2年前の話ですが、ことし、今年度、今後の観光施策の基礎調査、基礎資料、あるいは観光商品を造成するための顧客の調査として、観光の目的、あるいは消費額、そして目的地、そういったものを調査します、観光客のニーズ・ウォンツアンケート調査というのを年に2回予定しておりまして、この前8月末には1回目を終了いたしました。これを各地域の道の駅、そして八幡では旧庁舎記念館、こちらの7カ所で、1カ所について100サンプルをとるということで、1回目が終わったということでもあります。次回は1月の下旬を予定しておりますけども、そういったことで観光客の意識調査をするという事業を進めているところであります。

その中身としましては、観光客の交通手段、車なのか、バスなのか、あるいは鉄道なのか、あるいはバスツアーか、そういったことを初めとして、どこへ行きたいんですとか、あるいは泊まりますとか泊まらないとか、あるいは今回の旅行の費用、予算、そういったものを調査をするとそういうアンケート調査でございます。

今後のことでございますけども、こうした調査に基づきまして、阿弥陀ヶ滝あるいは石徹白方面のお客さんのニーズを検証しながら、御提案のありましたデマンドバスなどについても実証実験などについても検討したいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。ことし阿弥陀ヶ滝がなぜあんなに観光客が多かった、

毎年多いんですが、ことは特に多かったような気がします、マスコミに、やはり白鳥おどりと同じように、マスコミに大変露出をされました。日経新聞にも記事になって載っていたりとか、あと民放にローカル列車の旅ということで長良川鉄道に乗られて来るという有名芸能人の方々の出演した番組に出られました。ローカル列車の旅ということですので、あのテレビを見ておりますと、テレビの制作上の話かもしれませんが、長良川鉄道に乗ってきてそのまますぐ近くに阿弥陀ヶ滝があって阿弥陀ヶ滝で遊べるというような放送の趣旨だったのかななんて、私も見ながら思っていました、現実には、北濃駅から阿弥陀ヶ滝に歩いていこうというのは、不可能ではございませんが、かなり時間を有するものだと思います。その結果を地元のほうの方々に聞きました。阿弥陀でもそうですが、大変電話での問い合わせが多かったそうです。どうやって行ったらいいんだとかそういったことで、やはりせっかくそういった形でマスコミで宣伝をされておりますし、これからここまだまだというところのときに、そういった手法がなくてもったいないというのがそれを見ておって思ったところでありまして、本当に現地へ行きますと、車の方々が多くて駐車場も観光協会さんたちの努力によってふえてはいますが、中に有名な流しそうめんがございます。お昼どきに行きますと、平均で1時間ぐらい待たされるそうですね。それぐらい本当にぎわっておる中です。まだまだお客さんをあそこへ呼び込んで地域の発展を願うと思います、自動車ではもう頭打ちのところに来ているのではないのかなというところで、こういった公共交通を利用してまた来ていただける方も、来ていただければまだまだあそこには観光客が入りこむ余裕があるのではないのかなと思っています。

今各部長さんからは答弁をいただきましたが、この趣旨においては、皆さんの答弁されたことは前回の話からもわかっておりますし、それを踏まえてまたあえてここで2回目の一般質問をさせていただいた趣旨といたしましては、「ながら」という言葉が出ましたが、この「ながら」の発展にも僕はつながると思うんですね。例えば時刻表を再度また確認いたしましたら、午前中というのは北濃行きという長良川鉄道は、日曜日においては朝の北濃駅の到着時間ですね、朝の7時4分北濃駅到着、そして12時4分まで次ないんですね。その期間その間にまだ2便あるんですが、それは美濃白鳥駅でとまるという形になります。なかなか朝、午前中に北濃駅まで行こうかななんて思うと、この12時4分到着の列車に乗るしかないのかなと思います。そしてその後には「ながら」の1号ビュープラン、北濃駅が1時到着という「ながら」もございますが、これにぜひつないでいただきまして、例えば「ながら」1号ビュープランに乗ってこられて北濃駅へ着ければ、その後、そこから北部へ行くバスに乗れば阿弥陀ヶ滝・石徹白観光、一日に両方は必ず時間的に難しいと思いますが、きょうはほんなら阿弥陀ヶ滝へ行こうかな、阿弥陀ヶ滝を観光いただきまして、帰ってきて普通の長良川鉄道に乗って帰られる、そういったパッケージをつくれば、また「ながら」への乗車率も上がってくるのではないのかなということを考えます。

こういったことも含めて、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。2点目が、本市が実行する観光立市とはということで、市長に質問をいたしたいと思いますが、今まで一般質問等でほかの議員の方々から観光立市のことについて質問をされているお話を聞いたりとか、もちろん市長が29年度立ち上げられたときのいろいろな御説明やいろいろな情報を発信されているのを読みまして、もちろん本市が考える観光立市というものは理解をしているつもりでございます。いわゆる観光立市だから観光だけではないんだよということで、観光のみならず産業、福祉、医療、教育、文化、防災などをあわせて推進して郡上の地域力を高めていくことである、そういうようなことも御理解をしておることでもあります。

また、先日、こんなプリントもいただきました。観光立市郡上市の取り組みということで、市として平成30年度主要事業ということでこんな一覧もしっかりと目を通していただきました。やはりこの観光立市、人口減少時代においてそれを解決するためにも考えられているものだと、そして長期的視点に立って進めていく施策や時勢を見た短期集中的なものだと取り組みに応じた的確に進めていく必要があると考えております。平成29年度始まった観光立市郡上です。平成30年、2年目を迎えました。本当にこれからはもう実践に向かう時期に入ってきていると私は思っております。

今の先ほどに質問した阿弥陀ヶ滝も含めて、また白鳥北部地域にはあゆパーク、先日の御報告でももう10万人の入場者10万人を超したということも聞いております。まだまださらに今後ここを発展させていくことが大事だと考えております。この先、中部縦貫道福井大野から白鳥の西インターの開通、また近年では東海北陸自動車道の4車線化ということで道路整備のほうも進んでいっております。そういったことでさらにさらにこの白鳥北部地域を観光関連事業者はもちろん、地域住民を巻き込んだ地域全体の活性化をつなげるものが大事なのではないのかなとも考えます。

先を見据えた観光立市、こういったことは大変重要だともわかっております。やはりこの先、人口減少の中でこういったことを進めていって、この郡上市がひとり立ちできるという、ひとり立ちという言い方もあれかもしれませんが、しっかり成り立っていくことが大事です。ただ逆に、今すぐやる観光立市も私は大切だと思っております。今質問いたしました、これからの白鳥地域にとっての重要となる、本当この観光の多い名所であります北部の観光振興をどのように進めていくのか、それを含めて市長の具体策等をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、御指摘のように観光立市郡上という一つの理念を掲げて取り組もうとしているわけでありまして。ただ、御指摘のように理念だけ掲げておっても、具体的に何をやるんやということでありますので、できることから、大きな一つの基本理念は持ちつつ、また具体のやれることを一つ一つ取り組んでいくということは非常に大切だというふうに思っております。

ことは幸いにしてあゆパークといういわば強力な助っ人といいますか、そういう拠点ができましたので、これも最大限に生かしていきたいというふうに思っておりますけども、さまざまないろいろ御指摘をいただいたようなことの取り組みをやらなければいけないということで、ことし、白鳥の振興事務所に北部振興担当という課長級の職員を1名とそれに課長補佐級1名をつけて、まさにおっしゃっているようなことを一つ一つ具体的に取るための人的配置をしたつもりであります。それからまた、今、道の駅でいろいろ仕事をしておっていただきますが、地域おこし協力隊員も1人増員をしたということで市の取り組み体制としてそういう形は整えたつもりでありますので、あとはひとつ地元の方々とも含めていろいろ知恵を絞ってもらいたいというふうに思っております。

そういうことに加えて、このたびのこのあゆパークの開園に伴いまして、県と市とそれから地元の関係団体、あるいは自治会等々含めて白山長滝公園地域活性化協議会というものも設立をして、過日、9月の台風の後になったようではございますけれども、実質的な第1回目の会合も持ったということでありますので、はたから見えておっていただきますと歯がゆいような感じがするかもしれませんが、一つ一ついろんな取り組みをしていきたいというふうに思っております。この間、原議員のほうからは、例えば石徹白等の入り口としての石徹白の杉のあいうものも活用できないかとかっていうようなお知恵もいただきましたけども、そういうものを何とかやはり白鳥北部、今の白山長滝公園、前谷、それから石徹白含めていろいろと知恵を絞り、いろんな方が訪れていただけるようにしたいというふうに思っております。

幸いことは、かなり長らく修理に出しておりました宋版一切経が返ってくるというようなこともございますし、それからまた、二、三年前、重要文化財に指定をされました韋駄天立像、あるいは善財童子の立像というような、現在は瀧宝殿の中へ入っておりますが、そういうようなものも例えばレプリカ等をつくって白山文化博物館のほうでも見てもらえるというようなことも、今、内々検討してもらっているようでありますし、そんなことで本当におっしゃるようにあの一帯をまず、あそこであゆパークだけ見て帰ってもらうのはいかにももったいないという気もいたします。それから今の確かに少し距離がありますので、阿弥陀ヶ滝へどうお客さんを運ぶかというようなこともあると思います。あるいはさらには石徹白まで足を延ばしてもらうにはどうしたらいいか、石徹白はまた石徹白で地域づくりということをかなりやっとなさけていただいておりますし、その辺を結びつけていけばというふうに思っております。

いずれにしろ、少し歩みがスローペースかもしれませんが、御指摘いただいたようなことも含めて検討をして、具体策としても何とかいろんな方策を打ち出していきたいというふうに考えておるところでございます。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。やはりいろんな施策を打ち出してやることというのが大事であると思っております。やらなければ進んでいきませんが、やはりやる以上、今度は結果だと思っております。やはり結果が残るように、結果がしっかり出るようなことをしっかりと進めいただいて、市民の方々にも納得していただける事業をしっかりとさせていただきたいと思っております。

また、この観光立市、このことに関してはちょっとまた引き続き、改めて一般質問等もしていきたいと思っておりますので、また今後ともよろしく願いをするとともに、また、本当にこの北部観光についてはしっかりとやっていただきたいなと思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目の質問は、白鳥の合併記念公園の施設についてということでございます。

白鳥には合併記念公園というものがございまして、本市の中でもあれだけのスポーツ施設が整ったのはここではないのかなんていうことを思っております。その中で、国体の開催をされました相撲について、2点お伺いしたいと思います。

この相撲場においてたくさんの大会が開催されております。聞きましたら、まずは本市の各部署と相撲連盟の方々と協力し合って、中濃体育大会、中体連美濃地区大会、そして全日本女子相撲大会、あと東海大会という大会を近年開催されております。そして民間団体ではございますが、わんぱく相撲郡上場所という大会を開催しておりまして、多くの方々がここで相撲をとっておられるのではないのかなんていうことを思っております。本市も特色のあるスポーツということで、相撲には大変力を入れていることをわかっております。こういったすばらしい大会を数多く行っておりますが、本市としては、どのような効果があると考えてこういった大会を多く実施しているのか、そして話に聞いておりますと、全日本女子相撲大会が来年で10回を迎えるんですが、どうもそこで郡上大会が終了するのではないのかなんていうことをお耳にしましたが、そのことについてとそして今後についてをお聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えをします。

本市では、特色あるスポーツとしまして、相撲、剣道、スキー、テニス、バレーボール、ライフル射撃を挙げておりまして、相撲につきましては平成25年度より強化種目として認定をしております。その中でもぎふ清流国体を契機に復活しました郡上市相撲クラブという組織がありますが、これは小学生、中学生、高校生、現在は19名が加入していらっしゃるということですが、ここでは選手や指導者の育成に取り組まれておりまして、昨年度の相撲場の利用におきましては、年間に57回、延べ1,029名の方が夜間の練習で利用していただいております。

また、平成28年度にはスポーツ少年団の事業の一環としまして、第43回日独同時交流事業というものの中でドイツから来られた方に相撲の競技の披露を行っていただいたとか、あるいは29年度に

は三重県志摩市との相撲交流事業をされるとか、さらにはことしには県内のクラブチームをお招きして合同合宿をされるなど、多様な活動に取り組んでおられます。

また、お話ありました、郡上市の相撲連盟でございますけども、平成24年度にぎふ清流国体の相撲競技大会を開催したわけでございますけども、そのことを通じて競技力の向上、あるいは組織力の強化、競技役員の育成等にも力を入れてこられました。国体終了後も、ただいまお話にありました、全日本女子相撲郡上大会の運営や県大会、東海大会といった大きな大会も誘致をされておられます。

こうした取り組みの活動の積み重ねにより、郡上は岐阜県の中でも一つの相撲どころということで認識をしていただいております。

また今年度は、相撲連盟の主催で、白鳥小学校で大相撲の力士をお招きをいたしまして交流をしていただきました。こうした活動は、市内の子どもたちの体力づくりや健全育成に大いに貢献をされているというふうに認識をしております。

また中学校におきましても、男子の体育の授業には相撲を選択しておりまして、市内全8校で実施して、5月に本相撲場で開催される中体連の美濃地区相撲大会において多くの生徒が出場しております。本年度においては、市内の中学校からの要望で部活動の時間に相撲連盟の方が出向かれて指導に行っていたということも、効果もありまして2校が東海大会に出場を果たすというような結果にもつながっております。

また、こうした活動の中で全日本女子相撲郡上大会ですけども、これは平成22年度から本市で開催をしていただいております。この主催は、日本女子相撲連盟、岐阜県相撲連盟、郡上市相撲連盟とこの3者が主催者となっておられまして、ことしは7月の15日に9回目の大会を開催をされたところでございます。第1回大会では、17都府県から90名の出場選手ではありましたが、ことしは25都府県より実に167名の選手に参加をいただいております。非常に盛大になったということでございます。

また報道関係も多く取り上げていただきまして、9回大会では全8社、うち1社は海外メディアというふうに聞いております。

市としましても、これまでですが、開催に係る経費の負担や市民への周知など、大会の成功に向けて毎年支援を行ってきたところでございます。

こうした中、来年10回目の節目ということでございますけども、市の相撲連盟として今後の本市での大会開催につきましては、現在検討をされているというふうにお聞きしておりますので、市といたしましては、まず市の相撲連盟の御判断を見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。本当にこうやって大きな大会、多くの大会を開催できるのも、本当に郡上市相撲連盟の皆様の方々の努力だと思っております。女子相撲大会も今年度、私、見に伺ってきましたし、本当に会場にたくさん多くの方が見えました。もう観客席は満杯でもう外にあふれ出るような形での大会のような形でありましたし、その前にはテレビでもその女子相撲のある選手を取り上げて、追っかけが来るほどの大人気でとっておられました。そういった形で、こういった大きな大会をぜひとも誘致をしていただきたい、そして本市の各部署の方々も相撲連盟の方々と協力し合って、どうか今からも今後からも大会誘致実施等をぜひお願いをしていただいて、あそこの合併記念公園をぜひ盛り上げていきたいと考えておりますが、その中でこうやって相撲場を利用されている相撲連盟の方から、こういった大会やら練習やらをしながら、その施設を利用しながら、どうも施設のちょっと不満というか課題が出てきているということをお聞きしました。施設整備に対してのお願いというような形であったとお聞きしておりますが、そのことについてお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、お答えします。

まず、今後も大会等の誘致につきましては、積極的に支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

今の相撲場でございますけれども、これは平成21年度に竣工いたしまして、土俵、器具、倉庫、シャワールーム等の整備を行ってきております。また、全日本女子相撲大会、先ほどの郡上大会ですが、平成22年の第1回大会では、申し上げましたように、第1回では90名の参加でしたけれども、平成25年の第4回では162名ということで、1.8倍にふえたため、選手とか観覧者の安全面を確保するという観点から、平成26年度に南側ののり面のスペースの拡張工事を行いました。これ経費としては約1,000万円近くかかっておるわけですが、また平成27年度には、土俵の亀裂が生じてけがをする、危ないということで、これも修繕を、これは100万円弱ですが、そうした経費をかけて修繕を行っております。

これらの整備等は大会を通してさまざまな課題に対処したというものでございますが、今後の整備課題としては、テニスと相撲の利用者が使用していただいております第2駐車場の舗装工事がありますとか、あるいは練習土俵の屋根の確保というような要望をお聞きをしておるところです。これらの合併公園の施設整備につきましては、ほかにも市民球場ですとかテニス場とか、あるいは市民総合運動広場とかいろんな施設がございますので、そういうところの利用者や来場者の安全性はどうか、あるいは整備の緊急性、それから大会等の誘致につながるような効果性、こうしたような観点から総合的に検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。そういった大会等を実施していただいております連盟の方々からの課題であって、やっぱり大会等を行っていてもちょっと使いにくいとか、また一番心配しているのは、こういった整備だからちょっとその大会ができないんだなんてことにまでなってくると、せっかく大きな大会を誘致しようとしてもそれが障がいで開催できない、誘致できないってことも懸念事項でもありますので、どうか本当に使っておる中での課題でありますので、予算等、優先順位等のことはあると思いますが、国体をやられたということで私の中では郡上っていったら相撲というのが一番に浮かんでくるところでもありますし、せっかくあそこに立派な相撲場をつくられてまいりました。そんなことでしっかりと整備等のことも予算配分をしていただいて整えていただきたいと思います。

ちょっと2分ありますので少しお話ししますが、先ほどわんぱく相撲というお話をさせていただきましたが、私も関係しておって行ってきたんですが、小学校4年生から4、5、6の方がこの郡上大会で優勝しますと県大会に出て、そして県大会でも勝利をいたしますと両国国技館で相撲がとれるんです。これが民間団体が行っているわんぱく相撲という全国大会というものなんですが、この郡上の小学生も今まで何人か、本当にこの両国国技館で相撲をとっております。あの貴乃花、貴花田ですね、あのころは、貴乃花はこのときのわんぱく相撲の初代の優勝者ということも聞いております。小学校のときにそこでわんぱく相撲で優勝されてプロになったということも聞いておりますが、そんな形で両国国技館で相撲がとれるという経験ができるのも大変すばらしいことだと思っております。

郡上北高校へ行って先生にお話を聞いてまいりましたら、今、郡上市の中学校には相撲部がないということです。やはり北高で相撲部を一生懸命やっておって、相撲のことをしっかりやっていきたいんですが、小学校で相撲をとられても中学校で相撲部がないものですから、皆さん柔道に行かれたりほかのことやられて、なかなか高校になってやはり地元で相撲部へということが少ないそうでございます。今では五、六人相撲部のメンバーがいるそうですが、結構強いらしくて、この前も東海大会でちょっと結果を残してきたって話も聞いております。

そういった関連で、ぜひこの郡上市においても相撲にしっかりとこの力を入れていただいて、またきょうは通告しておりませんので教育長には聞きませんが、相撲部の件も含めてそのことも検討していただいて、ぜひこういった相撲を通じて郡上市のスポーツも発展していただきたいと思いますということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

◎議案第106号から議案第147号までについて（委員会付託）

○議長（兼山悌孝君） 日程3、議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから日程7、議案第147号 市道路線の認定についてまでの5議案を一括議題とし、質疑を行います。

5議案についての質疑通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第106号から議案第147号までの5議案については、会議規則の第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、所管の常任委員会に審査を付託しました5議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号から議案第147号までの5議案については、9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

長時間にわたり御苦勞さまでした。

（午後 1時44分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員